

総合計画審査特別委員会  
民生福祉分科会記録

平成29年11月27日

【開催日】 平成29年11月27日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後5時36分

【出席委員】

分科会長	吉永美子	副分科会長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【分科会外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

市民生活部長	城戸信之	市民生活部次長兼環境課長	深井篤
生活安全課長	吉村匡史	生活安全課課長補佐	亀崎芳江
生活安全課主査兼防犯交通係長	光井誠司	市民課長	長井由美子
南支所長	堤泰秀	埴生支所長	石本善子
環境課課長補佐	湯淺隆	環境課主査兼生活衛生係長	岩壁裕樹
環境課環境保全係長	縄田誠	環境調査センター所長	山下貢治
環境調査センター主任	光永晴美	環境事業課長兼 小野田浄化センター所長	川上公志郎
環境事業課主幹兼 環境衛生センター所長	木村清次郎	小野田浄化センター主任	磯部修一
環境衛生センター主任	松尾勝義		
企画課長	河口修司	企画課主査兼企画係長	杉山洋子
企画課主査	村田浩	企画課企画係主任	宮本渉
企画課行革推進係長	佐貫政彰		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	事務局次長	清水保
議事係書記	原川寛子		

【付議事項】

- 1 議案第81号 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について（民生福祉分科会所管部分）

吉永美子分科会長 皆様おはようございます。定刻になりましたので、総合計画審査特別委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日、議案第81号、第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について民生福祉分科会の所管部分についての審査を行います。それでは本日は基本施策38、効率的で効果的な行政運営から始めたいと思います。本日は担当の課の方に来ていただいております。その中で本日が初めてという職員の方もおられますので、簡単に自己紹介及びお仕事の内容について簡単に御説明をお願い申し上げます。

吉村生活安全課長 皆さんおはようございます。生活安全課長の吉村と申します。どうぞよろしくお願いたします。業務といたしましては、防犯交通係、市民相談係、消費生活センター室の業務の総括を行っております。どうぞよろしくお願いたします。

亀崎生活安全課課長補佐 おはようございます。生活安全課の課長補佐をしております亀崎と申します。よろしくお願いたします。業務は生活安全課の総括の補佐及び主な業務は広聴記録、消費生活センター、空家対策の業務を行っております。どうぞよろしくお願いたします。

光井生活安全課主査 おはようございます。生活安全課主査兼防犯交通係長の光井と申します。よろしくお願いたします。業務といたしましては交通安全対策、空家対策、防犯対策を行っております。

長井市民課長 おはようございます。市民課長の長井と申します。よろしくお願いたします。市民課では窓口係、戸籍係の二つの係があります。御存じのように窓口係では住民票や戸籍の証明の発行、戸籍係では戸籍に関する届出の受理等の事務を行っております。それから出張所が二つありまして、これも市民課の分掌内となっております。どうぞよろしくお願いたします。

堤南支所長 おはようございます。南支所長の堤と申します。よろしくお願いたします。南支所では各種の申請、届出の受付及び各種税金や料金の収納

業務を行っております。よろしくお願いいたします。

石本埴生支所長 おはようございます。埴生支所長の石本と申します。よろしくお願いいたします。埴生支所は南支所と同じように地域の身近な住民のための行政窓口として多種多様な業務を行っております。よろしくお願いいたします。

吉永美子分科会長 職員の皆さんの自己紹介及び仕事の内容について御報告いただきましたので、基本施策38、効率的で効果的な行政運営の民生福祉分科会の所管部分について御説明をお願いいたします。

堤南支所長 それでは基本施策38番、効率的で効果的な行政運営について本分科会に関する部分について、御説明いたします。まず基本方針を読み上げます。将来にわたり持続可能で、市民ニーズの多様化などに対応した行政サービスを提供できるよう、行政改革に取り組むことで、効率的で効果的な行政運営を目指します。

目標指標は飛ばさせていただきます。

次の現状と課題の一番下の黒丸ですが、これも読み上げます。行政サービス・窓口サービスの向上を図るため、平成25年度(2013年度)にコンビニエンスストアでの公金納付を開始しました。今後も市民ニーズの多様化に的確に対応し、市民の利便性の向上を図っていくことが必要です。

基本事業ですが、(1)(2)を飛ばしまして、130ページの(3)職員の資質の向上を説明いたします。

吉村生活安全課長 職員の資質の向上について御説明します。多様化する市民ニーズに的確に対応するため、職員一人ひとりの潜在能力を引き出し、その資質・能力を遺憾なく発揮できるよう、人材育成基本方針に基づく職員研修を充実します。評価指標は飛ばしまして、主要事業の中の右側、不当要求行為等防止対策研修事業について御説明します。不当要求行為等防止対策研修事業ですが、暴力団による不当行為の防止等に関する法律施行規則第18条に定める講習です。不当要求行為責任者が業務を行う上で必要な知識及び技能を修得するための講習で、新たに選任された不当要求責任者を対象に行われる選任者講習とおおむね3年に1回行われる定期講習に分けて行っております。定期講習を実施しない年につき

ましては、管理者以外の職員の講習を行っております。

石本植生支所長 引き続き基本事業（４）行政サービスの向上について、御説明いたします。読み上げます。市民の利便性を図るため、山陽総合事務所、支所及び出張所で各種の申請・届出等の受付や各種税（料）の収納などの業務を行っております。市民の多様なニーズに応えられるように、本庁各部署と緊密な連携を図り、正確かつ迅速なサービスを提供できるように努めます。次に、評価指標ですが、私のほうからは上段の行政窓口での対応の満足度について御説明申し上げます。総合計画策定に係る市民アンケートの満足度の評点として、平成２８年度現状値５７．３５点に対して平成３３年度前期目標値は６０点としております。

長井市民課長 私のほうから２番目の評価指標について御説明いたします。ワンストップサービス事業（有帆・本山郵便局特定の証明書発行サービス事業）において交付する証明書の件数、平成２８年度の実績は２か所で年間２５０件でした。平成２５年度、２６年度の３３５件をピークに徐々に減ってきておりますので、市広報などを利用してしっかりとＰＲし、ピーク時に近い利用者数まで戻したいということで年間３２０件を前期目標値といたしました。続いて主要事業の出張所運営事業について御説明いたします。出張所は本庁から離れた地域にお住まいの方々が近くの窓口で行政手続きが行えるよう、商工センター内に公園通出張所及び厚陽公民館内に厚陽出張所を設置しております。公園通出張所は所長以下３名、厚陽出張所は厚陽公民館と併任の所長以下３名体制で業務を行っております。両出張所の業務内容は、主に住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明書等の諸証明の交付や市税・国民健康保険料・水道料金等の市の公金収納業務、また、公園通出張所においては、市の各種申請受付など多岐にわたる業務を取扱い、身近な窓口として市民の利便性の向上を図っております。続きましてワンストップサービス事業について御説明いたします。平成１３年１２月に「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律」が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次業務を市が指定する郵便局で行うことができるようになりました。本市においても、最寄りに市の窓口がない地域にお住まいの方々が近くの窓口で諸証明の交付を受けられるように、市内２か所、平成１５年６月から本山郵便局で、平成２１年１１月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、市民の利便性の向上を図っております。

石本埴生支所長　引き続き、支所等運営事業について御説明いたします。支所においては、地域住民の身近な市行政の窓口として、各種証明書の発行や届書・申請書の受付及び相談業務や出納業務などの行政サービスを提供しているところであります。窓口で取り扱う業務は、住民記録・戸籍事務をはじめ、市税・国保年金・福祉関係など幅広く、年々複雑・多様化していく中、市民の利便性の向上を図るため、正確かつ迅速な窓口対応をモットーに、本庁関係課と連携を密にしながら、職員の資質向上に努めてまいります。最後に、関連する個別計画についてですが、他の分科会の所管になりますので、省略いたします。以上で説明を終わります。審査のほどよろしく願いいたします。

吉永美子分科会長　それでは委員の皆様の質疑また御意見等承りたいと思います。まず基本方針について委員の皆様いかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）目標指標飛ばしまして、現状と課題の一番下ですね。この項目についてはいかがでしょうか。

大井淳一朗委員　コンビニエンスストアでの公金納付ということで、始められました。導入に当たって、初期投資がパッケージの関係でうまくいって、タイミングよくできたということなんですけれども、手数料という関係があるんですが、費用対効果のことを導入のときは問題があったんですが、結局これ導入されてみてその費用対効果というのはあったと考えてよろしいですか。

河口企画課長　ここでは行政サービスと窓口サービスということでございまして、公金の収納につきましてはそれぞれの税務課なり、国保ということになりますので、ここでは御質問にお答えできないということになります。

吉永美子分科会長　導入するときには企画はコンビニエンスストアで公金納付することによって、どれだけ費用掛かるけど、どれだけ市民サービスとしてできるよねという、そういったところには企画課は全く携わってはおられなかったんですかね。

河口企画課長　事業ということについては当然実施計画等も出てきていますの

で、その辺での関わりはございますが、情報管理課等電算関係とかもありますので、その関係で担当課が関わっているというところがございます。現在では水曜日の税務課での時間外の対応とかもしておりますが、公金としてコンビニエンスストア利用される方は以前よりも多くなっているということは聞いておりますが、正確な数字まではお聞きしておりません。申し訳ありません。

大井淳一郎委員 窓口が今までは全部ある程度受けていたと思うんですが、このコンビニ納付の導入によって、受入体制というか、件数というのはかなり変わってきたんでしょうか。支所ごとに何か差異とかあるんでしょうか。

吉永美子分科会長 支所での受入れの傾向でよろしいですか。公金の状況が変わったかどうか。それぞれの支所いかがでしょうか。

堤南支所長 コンビニエンスストアの公金納付が導入されましたことによりまして、若い方等コンビニで納付される方が増えてきているように思います。

吉永美子分科会長 支所での納金はちょっと減少したという感じでよろしいでしょうか。

堤南支所長 正確な数字はつかんでおりませんが、傾向としては減少したとは思われます。

吉永美子分科会長 埴生支所はいかがですか。

石本埴生支所長 埴生支所につきましても、金額を見ればかなり落ち込んでいるので、それがコンビニ収納が始まったせいなのかは何とも言い難いですが、収納金額はかなり落ちています。

吉永美子分科会長 基本事業に入りまして、1、2は担当の分科会ではないので飛ばして、(3)職員の資質の向上の主要事業の不当要求行為等防止対策研修事業について、委員の皆さんからございますか。

大井淳一郎委員 (3)は総務かなと思ったんですけど、不当要求行為だけは生活安全課ということなんですが、なぜこの研修だけ生活安全課が担当するようになったのか。総務がそういうのは全部やって、実際は生活安全課がやられるなら分かるんですが、この研修自体は全て生活安全課に丸投げになっているんですか。そのようになっている原因はどこにあるんでしょうか。

吉村生活安全課長 生活安全課で警察との関係が強い関係と、不当要求行為に関する事業もうちでやっておりますので、その関連でうちが窓口となって研修を行っております。

杉本保喜委員 研修については警察の研修が中心になっているだろうと思うんですが、計画的なプラン・ドゥ・シーというか、年に何回受けて、内部の講習としてはこういうふうに行っているという、そういうシステムを作っているんでしょうか。

吉村生活安全課長 不当要求行為等防止対策研修につきましては、不当な行為の防止等に関する法律施行規則18条に定める講習として、1回当たり3時間以上の講習を受けるようになっておりまして、警察でしていただいております。3年に1回ですので、それ以外につきましては管理者以外の市の職員に対応するための研修を行っております。

山田伸幸副分科会長 この研修をやった成果といいますか、そういったものは何か表れているのでしょうか。

吉村生活安全課長 目に見える成果はないんですが、研修を受けることによって不当要求を受けたときの対応について、不当要求責任者が責任を持って対応できる体制作りができているのではないかと考えております。

大井淳一郎委員 根本的な話になるんですが、要望書とかを受け入れるのは生活安全課ということになって、その要望が不当要求につながる場合は、それに沿って対応するということなんですが、どうも市民から聞くと要望書の受入れが生活安全課というのはピンとこないんですね。これは原課に聞いても仕方ないんですが、実際に分かりにくいんじゃないかという声があるんですか、それは原課として実感はあるのでしょうか。



吉村生活安全課長 生活安全課が要望、苦情の窓口となっていて、この後出てくるんですけど、広聴関係の部署でもございます。広聴で広く市民の皆さんの声をお聞きする、市民相談を兼ねているということがありまして、うちが要望、苦情も広聴の一つという位置付けで要望、苦情の受付をしているということになります。

大井淳一郎委員 昔、広報広聴というのがあって、それが分かれてきたのかなと思うんですけど、結局、市民にとって周知がうまくいってないと思うんですよ。要望はあくまでも生活安全課、ネーミングもあるのかなと思うんですけど、その辺の周知体制をしっかりとされたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。周知というのも難しいんでしょうけど、市民が分かりにくいと思うんですけど。多分、原課に直接行って、「いや、これは生活安全課に行ってください」と言われても困るんですよ。そういうのあるんですよ、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 議員さんが言われたように皆さんに周知されていないという御意見は御意見としてお受けいたします。1年に1回、広報等で窓口であった質問等は掲載しておりますし、ホームページにも掲載しています。市役所に来ていただいたときに、「要望なんですけど」ということであれば、間違いなく生活安全課に案内されると思いますので、市長名で出されたとしても文書は全てうちに回るようになっております。内容によって例外もありますけど、基本的には要望、苦情がついたときには、山陽小野田市で処理するときには生活安全課で受付をしているということです。生活安全課にダイレクトに来られなくても、要望、苦情と言われれば、間違いなくうちの課に案内されると思います。

大井淳一郎委員 要望ですけど、例えば土木関係に行ったときに、受理をして、その文書を処理する際には生活安全課が戻して、そこからやるというのなら分かるんですけど、何が言いたいかというと、土木に行ったときに生活安全課に行ってくれという対応がいいとは思わないんですよ。これは全体的にも言えるんですけど、原課に直接行ったときは、原課で受理をして、内部処理は生活安全課が中心になられたらいいと思うんですけど、そういった形がよろしいかと思いますが、今後はそのように、原課が受理されたほうがいいと思うんですよ。生活安全課に行ってくれという

たらい回しみたいなのは決してよくないと思います。意見ということで。実際どうですか、何か間違いがあれば。

亀崎生活安全課課長補佐 土木課で道路の補修とかの要望があるんですが、その際は原課、土木課で受付をされて、それから生活安全課に回ってきますので、原課に行かれたときは原則、原課のほうが詳しく分かりますので、そこで聞き取りをされていると思われれます。原課で要望の受付をしております。

城戸市民生活部長 基本的に原課に行かれて、いろんな相談とか要望をされた場合に、そこで受け付けないという取扱いはしていないと思います。内容によっては複数の課にまたがるような案件とかがございますので、そういった場合は、最初に受け付けた窓口でしっかりお話を聞いていただいて、それを報告箋という形でまとめていただいて、それを生活安全課に原課から来たものを、どこの課に回答していただくとか、そういった調整も含めて生活安全課が行っております。例えば単独の案件で御相談があったときに、そこで受け付けないという対応はしていないと思っております。

矢田松夫委員 この項は暴力団、反社会的勢力というか、そういう研修をされているんですが、ということは日常的に反社会的勢力の実態や手口を生活安全課が常に把握しているということがなければ、職員への研修もできないと思うんですが、そういうことは日常的にやられているということですか。警察のような仕事を。

吉村生活安全課長 うちでそのような把握はしていません。不当要求行為等の対応の窓口として、そういうような状態に陥ったときに、窓口だけではなくて、要は管理者が責任を持って、そういう対応をしましょうというマニュアルを作っておりますので、それにのっとりたものですので、暴力団の情報というのは警察からお聞きしておりますけれども、調べている内容は教えていただけませんので、暴力団には注意しましょうという啓発のことは警察からはお知らせしていただいております。

矢田松夫委員 ということは、そういう実態の把握ではなくて、そういうことが起こってはいけないからという予防というか、こういう手口がありま

すよとか、こういう予防をしなさいよとか、そういうことだけで暴力団の分析とか実態とか把握とか、そういうことはしていないと。でないと説明できないでしょ。

吉村生活安全課長 研修会では警察に来ていただいて、山口県内の暴力団の現状について説明をいただいております。うちが窓口になって研修をしていて、それプラス山陽小野田市には不当要求防止マニュアルがございますので、そのマニュアルの説明をそのときにさせていただくというものでございます。大まかは警察が暴力団の関係については説明していただいております。3時間するのも警察でしていただいております。

吉永美子分科会長 特になければ(4)行政サービスの向上の民生福祉分科会の関連部分について、何かございますか。

大井淳一朗委員 ワンストップサービスですね。今2か所で250件ということなんですが、減少した原因というのは何が原因とお考えでしょうか。

長井市民課長 調査をしたわけではないですが、どちらの郵便局も開始当初はそれなりの御利用がありました。それが年々減ってきているということは、本山郵便局、有帆郵便局で取れますよということを周知できていないというところに原因があるのではないかと考えております。言われてみればそうだった、本庁まで行かなくてもよかったんだねというような方がかなりいらっしゃるんじゃないかなと考えていますので、市広報を通じて分かりやすく呼び掛けていきたいと思っておりますし、今後は両郵便局がある公民館等にも利用ができるというチラシを置くなどして、広く皆様に御利用を呼び掛けたいと思っております。

松尾数則委員 話を聞いていると、ワンストップとは何がワンストップなの。ワンストップというのは1か所であらゆる相談に応じていくということで市民の利便性が上がるというのをワンストップというんですね。今の話を聞いていると何がワンストップなのか全然分からないんですけど。

長井市民課長 委員さんがおっしゃったとおりワンストップという響きが通常でいうワンストップと若干違うんですけど、これは国がこういう名称で事業を始めましたので、それに合わせてワンストップサービス事業とい

う名前を付けておりますが、以前も分かりにくいという御指摘を受けまして、括弧の中で非常に説明的な有帆、本山郵便局特定の証明書サービス発行業務という説明書きのようなことになっておりますが、ワンストップサービスと名付けたのは国の事業にのっとってということで御理解いただければと思います。

杉本保喜委員 サービスを利用する件数が減ったと、その分、逆に本庁に来ている分が有帆とか本山から来ている人が多いですよという現状把握はされているのかということです。それがあれば今言われるようにもっと説明をして、いやいや近くでこういうことができるんですよという説明が成功するだろうと思うんですよ。ただ、何かの都合でこっちに来てやっているとかいうような話は、また別だと思うんですけど、ここまでわざわざ来て、いや、そんなのがあったのという現状が実際にどのくらいあるのか。その辺りの把握はされているんでしょうか。

長井市民課長 現状把握ですが、年間の数字は取っておりますが、マイナンバー制度が入りまして、住民の方に実際に住民票を取って役所に出していただくということが減ってきておりますので、郵便局等の出先の利用が減っているからといって本庁や市民窓口課が極端に増えているかということ、そこまでも増えていないのが現状です。数字に直結して表れてはおりません。ただ、窓口で申請書を受けるに当たって、本山とか有帆の方も来られていますので、PRができていれば本庁まで出向いていただかなくてもよかったのかなと思うことはあります。

大井淳一郎委員 ワンストップサービス自体の今後の方向性ですよ。思うにコンビニ交付は個人カードを使えばとありましたけど、普及が進んでいないことからすれば、コンビニ交付は進んでいないと思うんですけど、ワンストップサービスを今後も維持していくのか、それともコンビニ交付等を進めて、ワンストップサービスを次第に減らしていくのか。厚陽が出張所と公民館を兼ねておりますが、ここはその関係で公民館長も職員になっているということなんですが、渡場郵便局とかに広げていくのか、そういった方向性について、いかがでしょうか。ワンストップサービスの方向性について。

長井市民課長 委員さんが言われたようにコンビニ交付も国は進めるようにと

いう話をしてくれておりますが、まだ、計画途中でございますので、当面は両郵便局を窓口として続けていきたいと思っております。

大井淳一郎委員 厚陽はどうですか。

長井市民課長 厚陽も出張所業務を当面続けていきたいと思っております。

山田伸幸副分科会長 基本的なことをお聞きしますが、出張所と支所で業務上の差異はどの程度あるのでしょうか。

長井市民課長 例えば、戸籍は埴生支所では市民課と同じように受理までしていただいておりますが、出張所においては受付はするけれども、それをファックスで本庁に送ってもらって、中の審査は本庁でして、電話でこのまま受けてもらっていいですよというような受付をしたり、若干業務に差があります。支所では市民課と同じレベルで受付をしていただいている部分がありますが、出張所は市民課の指示を仰いで受付をするという違いがございます。

吉永美子分科会長 発行自体はできるが時間が掛かるという、市民に待っていただいて発行するという、発行自体はできるんですね。

長井市民課長 発行は市民課と同じようにしておりますが、申請の受付などで若干差があります。

山田伸幸副分科会長 扱いをわざわざ面倒くさいことをしている狙いがあるんですか。出張所と支所を二つずつ持っているわけでしょう。その程度の違いだったら、市民の利便性を考えたら、支所としたほうがいいように思うんですけどね。わざわざ出張所として設けている明確な理由があるのでしょうか。

大井淳一郎委員 出張所での戸籍の発行については本庁に指示を仰がなくてはいけないという決まりでもあるんですか。そこの権限を同じようにすれば、副会長の言われるのと同じですけど、出張所と支所は厳密に違うんですか。決まりがあるんですか。職員の数にも関係してくるんですかね。

吉永美子分科会長　ここで答弁は難しいと思いますので、別のステージでやりましょう。これ以上難しいと思います。

城戸市民生活部長　これまでの事情もあり、そのようになっていると思いますが、市の窓口がない箇所を埋めていくという意味で、南支所であれば公園通から南側とか、その辺りをエリアとして支所設置条例を定めてありますが、どうしても公園通周辺の方の利便性を図るとか、あるいは厚陽地区の方の利便性を図るとか、基本的には住民票の発行であるとか、そういった業務の要望が一番多いんじゃないかと思います。職員体制の問題もありますし、事務所のスペースの問題もあり、両支所は職員5名体制でやっておりますが、出張所については3名体制ということで、そういった関係もあり、それぞれ組織規則の中で明確に業務が定められておりますけれども、どうしても職員体制とかの関係があって、支所ではできるけれど、出張所ではできないという差が生じているのではないかと考えています。

吉永美子分科会長　責任という部分では、出張所はそこまではできないという実態があるわけですね。これについてこれ以上はよろしいですかね。

山田伸幸副分科会長　評価指標の現状値が57.35点、目標値が60点。余り差がないように思いますが、これはどういう思いでこういう点にされたんでしょうか。

石本埴生支所長　これは57.35が現状値で、満足度が1割増しで、不満を1割減ということで、当面そういった形で60点としています。増えるにこしたことはないと思っております。

吉永美子分科会長　到達ができるという、必ずやるという思いでここに目標を立てられたと認識してよろしいですね。いきなり90とかだったら、4年後だから。

矢田松夫委員　行政サービスの向上で支所、出張所の主な仕事が税の収納ということもありますけれど、かつて支所、出張所での犯罪もありましたし、あそこにお金を持って行ったらなくなるという不安があってははいけません、そういうことを含めて、今後どうされるのか。犯罪防止をどうさ

れてきたのか、今後どうされるのか、お答え願えますか。

石本埴生支所長 公金管理については各出張所で不祥事をやっております、私、その支所に全部いたんですけど、今埴生支所は必ず二人体制で、支所長の前の席でお金を扱うようにしておりますし、随時私が確認を取っております。二人体制というのは厳しいところがありますが、皆さんのお金を預かっているという面では大変重要なことだと考えておりますので、今後もこの体制を取っていきたいと思っております。

堤南支所長 南支所も埴生支所と同様でございますが、平成26年6月に公金収納と適正管理の方策が作られております。それにより、南支所におきましても、窓口で収納された現金については、複数人で確認しております。受領した公金についても、速やかに金融機関に納め、できるだけ現金を持たないというようにしております。

長井市民課長 出張所においても支所と同様、手元に公金を置かない、管理については細心の注意を払うということで、所長の指示の下、職員がしっかりと意識を持っておりますので、今後とも続けていきたいと思っております。

城戸市民生活部長 両支所につきましては、これまで収納窓口が別にありまして、そこに収納担当の職員がいても、支所長の目が届かないという施設的な問題もありましたので、今はその収納窓口は閉鎖してありまして、一般の正面の窓口で公金についても全て収納して、職員の面前で処理をするという体制に切り替えております。

山田伸幸副分科会長 公金を扱っている人の身分ですが、臨時及び職員の比率はどうなっていますか。

城戸市民生活部長 両支所につきましては正規職員が3名と臨時職員が2名という同じ体制です。公園通出張所は正規職員が2名、臨時職員が1名。厚陽出張所が正規職員が1名と再任用職員が1名、臨時職員が1名という職員体制になっています。

吉永美子分科会長 それでは皆さんからはよろしいですか。それでは施策38

について終了させていただきます。ここで職員が替わりますので55分まで休憩します。

---

午前10時47分 休憩

---

---

午前10時55分 再開

---

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして民生福祉分科会を再開いたします。次は基本施策10、防犯・交通安全対策等の推進でございます。それでは執行部から御説明をお願いします。

吉村生活安全課長 基本施策10、防犯・交通安全対策等の推進について生活安全課から御説明させていただきます。基本計画の36ページ、37ページをお開きください。基本方針です。安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域全体で防犯意識の高揚と防犯活動の促進を図り、犯罪のないまちづくりを目指します。交通安全については、関係機関・団体が連携し、交通安全対策を総合的、計画的に推進します。空家等対策については、適正管理と利活用の推進に努めます。

目標指標です。防犯外灯LED化率、自治会等が管理している防犯外灯のLED化率を現状、平成28年度45%のものを、目標33年度には90%に指標と定めております。

現状と課題。高齢者を狙った振り込め詐欺など、悪質・巧妙化する犯罪が増加しており、こうした被害に遭わないよう、うそ電話詐欺対策等の啓発活動の推進が求められます。防犯外灯のLED化は、維持管理経費の軽減、環境負荷の低減につながるため、自治会から多くの要望があり、計画的に促進する必要があります。交通安全対策を推進していくためには、市民一人一人の理解と協力の下、関係機関・団体等と連携し、交通安全に関する教育、普及啓発に取り組むことが重要です。また、通学路についても関係機関が合同で点検するとともに、必要な安全対策を講じる必要があります。空家等対策については、「山陽小野田市空家等対策計画」に基づき、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等を適切な管理に導くことや、利活用することなど、施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

続きまして37ページ、基本事業に移ります。(1)交通安全思想の普及。交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、人間の成長過程に



合わせた学習の機会を設け、生涯にわたる学習を効果的に実施することにより、市民一人一人が交通安全を自らの課題として認識し、自らの身は自ら守るという意識の醸成を図ります。評価指標です。幼稚園・保育園、小学校・中学校等で交通安全教室を実施しております。現状、平成28年度に年145回実施しております。平成33年度も28年度と同様に145回実施したいと考えております。主要事業です。交通安全活動事業になります。交通安全活動事業では、幼稚園・保育園、小学校・中学校に出向き、交通安全の移動教室を行っております。また毎月1日、15日に交通安全の日の巡回広報、街頭指導、交通安全運動期間中の春夏秋、年末年始などに啓発を行っております。また9月には交通安全の一大イベントであります交通安全フェスタを実施しております。

(2)の交通安全環境の整備につきましては所管が違いますので、飛ばさせていただきます。

(3)地域防犯対策の推進、犯罪や暴力のない安全安心なまちづくりのための事業に対する支援を行います。また、夜間における歩行者の安全確保や、犯罪発生の防止を図るため、自治会等が設置する防犯外灯の経費を助成します。評価指標です。防犯外灯整備灯数、新設又は修理した防犯外灯の灯数を定めております。現状値、平成28年度は635灯、平成33年度も同様に635灯整備していきたいと考えております。主要事業になります。地域防犯対策推進事業の主な取組としましては、山陽小野田署と山陽小野田市で山陽小野田市の事務及び事業からの暴力団排除に関する協定を平成23年12月1日に提携しました。この提携書に基づきまして、暴力団を排除するための照会事業を行っているところでございます。防犯外灯整備事業に移ります。平成25年度から平成34年度までの10年間でLED化100%を目指しております。基本施策の目標値でも示しておりますように平成28年度は45%でした。LED化を平成33年度には90%にすることを目標としており、平成34年には100%にしたいと考えているものでございます。

(4)空家等対策の推進、市内の空家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、「山陽小野田市空家等対策計画」を策定し、計画的に適正管理と利活用の推進に取り組みます。評価指標です。空家等相談の助言率を平成28年度100%、平成33年度も助言を100%していきたいと考えております。主要事業につきましては空家等適正管理推進事業と空家等利活用事業がございしますが、現在山陽小野田市空家等対策計画を定めている途中でございまして、実際の事業につきましてはこ

の中で定める予定にしております。

関連する計画につきましては、第10次山陽小野田市交通安全計画が  
ございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

吉永美子分科会長 それでは執行部の説明が終わりましたので、委員の皆様から  
の御質疑また御意見を伺いたいと思います。まず初めに基本方針につ  
いていかがでしょうか。

山田伸幸副分科会長 基本方針の中で、最後に空家対策について適正管理と利  
活用の推進というふうにあります。これは県内でも他市等がいろいろこ  
の特に空家の利活用というのをかなり取り組んでいたりするところもあ  
りますし、全国的には積極的にやられているところが多数あるんですが、  
そういった具体的に取り組む部署というのはそちらがされるんでしょ  
うか、生活安全課で。

吉村生活安全課長 現在のところ生活安全課で担当するようになっております。

山田伸幸副分科会長 よく言われているのが移住者の相談を受けて、移住者の  
住居として空家を活用しようじゃないかというような事業が、積極的に  
行われている市町がたくさんあるんですが、本市ではこれは具体的に取  
組が進められて現在もそういった過去蓄積してきたデータも生かしてそ  
れを生かしているのでしょうか。

吉村生活安全課長 今から空家の利活用につきましては、計画の中で定めてい  
く予定にしておりますので、ただ計画の中で空家があつての移住なのか、  
移住するための空家なのかというのは、どちらをどういうふうにして  
いくかというのはこの計画の中で考えていきたいなと思っております。

山田伸幸副分科会長 ここは基本方針ですので、基本方針として市はどのよう  
にこの空家を活用しようとしているのかというのが、必要だと思うん  
ですね。その辺で市は移住者を積極的に受け入れることを念頭に、こうい  
う方針を立てられたのかどうなのかという観点からお答えいただきたい  
と思うんですが、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 こちらのうちの空家の利活用につきましては、結果的には

移住に伴う空家の利活用もあるかもしれませんが、空家の利活用をして適正に管理していくということを考えておりますので、利活用の中にある移住だと考えております。

大井淳一郎委員 基本方針というのは、基本施策を実現するために基本方針というのがあると思うんですが、結局この適正管理と利活用の推進に努めるということで、空家対策を進めていくことはもちろんやっていただきたいんですが、空家の適正管理が防犯・交通安全対策等の推進にはつながるとは思うんですけども、利活用の推進が防犯・交通安全対策等の推進につながるんですかね、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 空家を利活用することによって、環境的な問題があると思います。空家がたくさんあるところにはどうしても犯罪が起きやすいという問題もございますので、防犯・交通の面から考えても、空家の利活用についてはこの方針に当たると考えております。

大井淳一郎委員 そこは分かりにくいところもあるんですが、今山田副会長が言われるように利活用の推進ということが、結局進めることでどういう効果が得られるかというのと、どちらかというのと定住とか中山間とか地域振興、空き店舗だったら商業振興とかいろいろ多方面にわたっているんですよね。利活用を進めることが防犯対策になるというのは、ちょっとここは雑ではないかなと思うんですよね。空家対策というのは、二面性があって、適正管理は生活安全課がきちっとやっていくことが必要なんですけども、利活用というのはもっと幅広いものだと思うんですけどね。この利活用の推進が、基本施策10にとどまるという考え方がどうかと思うんですがね、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 この章では空家の適正管理と利活用ということをメインに、それを主として施策を考えております。空家の利活用というのも、空家を普通にあるのを使うのも利活用ですし、空家があるのを壊して土地を利活用するのも利活用だと考えておりますので、全ての管理を進めていくことによって、適正な管理が進めていった上での利活用が進んでいくものというふうに思っております。

大井淳一郎委員 見解の相違かもしれませんが、適正管理というのは管理不全

なものをきちっと壊すということも含めてやっていくということだし、利活用というのはどちらかという優良な空家を見つけ出して、もっと人に住んでもらったりするということではないんですかね。適正管理と利活用をごっちゃにするとかえってこの空家対策って進みにくくなるんじゃないでしょうかね。この基本方針というのは基本施策を実現するための方針ですので、防犯・交通安全対策等の推進っていうものを実現するために空家の利活用があるんだってという考え方はちょっと雑ではないかなと思うんですけどね。

吉村生活安全課長 確かに議員さん言われるような利活用というのも大切であるんですけども、特措法による空家法の中では最初に出てきたのがどうしても適正管理に伴う空家対策、その中で利活用もしましようというのが特措法の中に書いてありまして、それを一応基本としておりますので、どうしてもこの中では空家対策としては適正管理と利活用というものを考えておりまして、議員さんが言われるような定住促進というのは計画を定める中で、定住促進というのもその一つというふうに考えていく問題であるというふうに考えております。

城戸市民生活部長 空家対策につきましては大井委員も言われるように適正管理と、利活用によって定住促進あるいは転入促進を図っていくという、二つの考え方があるんですけども、まず最初に喫緊の課題としては先般も10月に空家対策セミナーというのを開催いたしまして、多くの市民の方、40名ぐらいの方がお見えになられて、熱心にお話聞いていただいたんですけども、その中で一番市民の皆さんが課題として考えておられるのが、自分が持っている空家が近所の方に迷惑を掛けていないだろうかとか、実は自分の隣にこういった空家があって、もし台風が来たらどうなるんだろうとか、そういった生活環境といいますか、そういった災害での危険性とかごみ問題とか害虫問題とか、いろいろなことで悩みを抱えておられる。まず一つはそちらを優先的にやっていかなければいけないという問題がございます。それともう一つは利活用の面ですけども、今生活安全課が所管しておる空家対策の中の利活用といえば、先ほど課長が答えておりますようにいかにして空家を減らしていくかというのが一つの課題として捉えております。転入促進、定住促進という観点でいきますと、これは空家はここにありますよと、こういった空家がありますよという紹介だけにとどまらず、本市に転入していただきたい、

転入された方に定住していただきたいという基本的な考え方に立つと、家だけの問題ではなくて、例えば病院がどうなのかとか、子育て環境の幼稚園、保育園がどうなっているとか、買い物の利便性があるのかとか、レジャー施設がどんなところがあるのかとか、これは全庁的に取り組んでいかなければならない一つの利活用の促進、定住促進という観点が入ってきますので、これは空家対策計画を審議会作って作業の過程ですけども、当然適正管理の面と利活用のためには市としてどういう政策が必要かというふうなことも含めて、委員の皆様から多種多様な意見を頂くようにという形で進めさせていただいておりますので、生活安全課だけで対応できる問題と、全庁的に取り組まなければならない二つの側面があるということで、御理解をいただければと思っております。

大井淳一郎委員 理解はしているんですけども、僕が言いたいのは利活用の推進というのが基本施策10に関係はしていないんじゃないかということなんですよね。もっとほかの基本施策にもつながっていくと思うんですよ。そこが言いたいんですよ。今部長が言われたように二面性があって、しっかりやっていくという方向性は僕ももちろんそのようにしていただきたいのは当然なんですけど、この基本計画との関係で見た場合に、適正管理が基本施策10にはつながるけど、利活用の推進が繋がらないんじゃないかということが言いたいだけなんですよ。

城戸市民生活部長 この項における利活用というのは、先ほど前段で申し上げたように空家を減らしていくというところの意味が私は強いのかなというふうには考えておりますけども、利活用といっても、新たに来られる方に賃貸等で活用していただくという方法もあるでしょうし、お一人で高齢者の方が住んでおられるところに家族の方が戻って活用するという方法もあるでしょうし、貸すとか売るとかいろんな方法があると思えますけども、是非そういった所有者であるとか空家の管理者の方に利活用について考えていただいて、何らかの有効な活用をしていただきたいと。空家は空家のまま放置していくということではなくて。転入促進あるいは定住促進という意味ももちろん含まれてはきますけども、ここの防犯・交通安全対策等の推進というのは空家を減らしていこうという施策の一つで、そのためには危険なものは壊していただく、あるいは使えるものは使っていただくというふうな観点での方針であるというふうに理解いただければと思います。

山田伸幸副分科会長 企画の段階になると思うんですけど、今言われたような利活用のためにはコーディネーターというものが配置されていないと、今まで言われたようなことができないんですよ。今生活安全課は守り一辺倒というようなイメージを受けたんですけど、これを戦略的に活用していくためには、そういうコーディネーターが配置されて、やっと動き出すんじゃないかというふうに思っているんですけど、ここ所管外になるかもしれませんが、ここでしか議論が私たちできませんので、市としてはどういう方針を基本的にコーディネーターを含めて利活用を持っているのか、その点で答えられれば答えていただきたいんですが。

河口企画課長 今話ありがとうございましたように適正管理、利活用ということで計画の中で定義づけるといいますか、そのような形をしていくということになります。実際は今からどういうふうな利活用、当然移住・定住も含めて考えていかないといけないというのは当然私たちの中にもあります。ですから今から前期の基本計画の中で、どういうふうな取組ができて、当然これによってまた違う部署にこの辺の利活用が行くこともあるかもしれませんが、現在のところは部長が申し上げましたとおりの内容でございまして、これから実際は利活用については検討してまいるところが多くなるかなというふうに思っていますので、前期につきましてはこの対策の方向性で行かせていただきたいというふうに思っております。

吉永美子分科会長 今言われましたように前期の基本計画でございすけども、利活用という部分では民生福祉常任委員会でもかなり議論をしてまいりました。今後この基本施策の10からまた発展を、空家がしていくということが当然目標として、していただけるように是非期待しますし、当然やっていただけたらと思います。それでは次の目標指標はよろしいでしょうか。

大井淳一朗委員 LED化率を45%を90%に増やしていくということなんですが、現状では普通のよりもLEDにしたほうが優遇措置がありますよということであって、あくまでもどちらにするかは自治会に委ねられているという現状の中で90%にするって非常に難しいのかなと思うんですよ。何か90%するために秘策でもあるんでしょうか。実際に自治会のほうが更新はLED化で推進しているんですかね。現状も含めて

お答えください。

吉村生活安全課長 LED化につきましては、先ほど議員さん言われましたように省エネルギーの推進とランプ交換に伴う負担の軽減とか、そういう問題がありますので、その辺を事業を進めるときにマニュアルを配っておりますので、その中でLED化を進めていただくようにお話しているところです。今LED化についての募集を掛けておるんですけど、現在100灯募集を掛けているところで、もう100灯を超えて自治会からLED化にしたいという要望が出ております。12月に抽選会をするという方向で進んでおるんですけども、LED化をするか、蛍光灯のまま置いておくかというのは自治会での判断にはなりますけれども、方向としては自治会もLED化に変えたいという考えのほうが強いように感じております。

山田伸幸副分科会長 これ実際に電気料金にするとかなり安くなっていきます。私のところでも半分ぐらいいったんかな。今まで大体十四、五万掛かっていたのが11万ぐらいにまで下がってきているんですね。確かに1灯の値段は高いですけど、それだけの効果は見込めるというふうに思っていますので、できたら進めている自治会のデータなんかも頂いて、もっと具体的に進められていくほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、ただ惜しむらくは希望したほどできないというのが一番の悩みです。全市的にこれを取り組んだほうが必ず明るくなりますし、もっと力を入れて市として平成34年じゃなくてもっと早めてこの32年程度まで早められないのかどうなのか、その点での検討は財政とかそういうところともすべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 LED化の啓発については今後も進めていこうと思っておりますし、要望が強いようでしたら、今は計画的に10年をもって、進めていくという方針で進めておりますので、許せる範囲であれば前倒しもあるのかなと思いますので、その辺は検討してまいりたいと思います。

杉本保喜委員 LED化を推進して5年余りになるんですが、聞くところによると意外と切れているというか、駄目になったLEDがあるよという話も聞くんですけど、その辺りの把握はいかがでしょうか。

吉村生活安全課長 LED化したことによって、LEDの寿命は一応延びるといふふうに聞いているんですけど、ちらりほらりと何件かはLEDを設置したんだけど、壊れたということを聞いております。設置業者にお聞きしたんですけど、LEDの寿命は一応6万時間つくので10年間ぐらいは大丈夫だよといふふうに言われておるんですけども、やはりLEDも機械であるので、LEDのランプ以外のところが壊れることが、不具合が生じることがあると。そういうのはメーカー保証にならないんですかねというお話もちょっとしたんですけども、それについてもメーカー保証でそれを10年もつからといって、10年保証してくれるというものではないと言われたので、LEDであっても蛍光灯にとっても不具合が生じることがあれば壊れてしまうということだといふふうに聞いております。ただLEDにして壊れるスピードというか、壊れる灯数というのはやっぱり蛍光灯よりは少ないといふふうに感じております。

吉永美子分科会長 それでは次の現状と課題についてはいかがですか。

矢田松夫委員 ここは防犯外灯ということで、安いとか維持管理費の軽減とかいろいろ言われているんですけどね、防犯灯という意識であれば例えば市道なんかの街路灯をつけるとか蛍光灯からLED化にするとか、そういう計画の目標というのはいないんですか。

吉村生活安全課長 この中での防犯外灯というのは自治会が管理されていらっしゃる防犯外灯に限っておりまして、街路灯につきましては管理している協会とか、土木の関係とかでお持ちのものがあると思いますので、ここでいう防犯外灯は自治会管理の防犯外灯に限られております。

矢田松夫委員 話題を変えます。交通安全の団体と連携して書いてあるんですけどね、いつもワンパターンっていうんかね。計画とか。私も交通指導員しているけどね、1年間来る郵便っていうのは全く同じ文章なんですよ。何が違うかって日付しか違ってないんですよ。もう少し工夫して新しい取組を4年間でやるということはないんですかね。それは回答いいんですが、二つ目に関係団体というのは交通指導員というのがおりますけど、結局それ以外の方もたくさんおるんですよ、交通指導のボランティアの方がね。目標がいつてなければ交通指導員の定数にいつて



なければそういう人を入れて、交通安全の普及をしていくということはないんですかね。三つ目は山陽地区と小野田地区の交通の立しょうというんかね、巡回が全然違うんですよね。同じ指導員でありながら。小野田地区の場合は1日と15日しか立たんのですよね。山陽地区は土日の子どもが通学する以外全部、月曜から金曜立しょうすると。こういうことで普及ができるかどうか、交通安全の指導ができるかどうかです。それも何年って続いているんですよね。この4年間でそれを是正するとかってということはないんですかね。答えられるのだけでいいです。

吉永美子分科会長 通学路の部分は総務ですよね。

吉村生活安全課長 今矢田議員さんから御指摘のありましたように、確かに交通指導員の定数というのが40人以下というふうになっておって、現在24人でございます。定数が足りていなかったらということなんですけど、お声はお掛けするんですけど、縛られるのが嫌という方もいらっしゃる、なかなか指導員にはなりたくないけど、ボランティアで立つよという方もいらっしゃいますので、その辺は難しい問題ではございますが、定数40人はございますので、多くの方に交通指導員となっただいて、地域の交通関係を見守っていただければと思いますので、その辺は努力していきたいと思います。山陽と小野田の違いなんですけれども、確かに山陽地区は毎日立っていただくというほうが多いんですけど、交通指導員になっていただけるときにお願いするときに、基本的には1日と15日には必ず立ってくださいねと、立てないときは仕方ないんですけどもという形をお願いしております。要望としては毎日立っていただきたいんですけど、交通指導員の仕事としては基本的には1日と15日、それと会議があるときには来てくださいと。それぞれの四季折々の夏の交通安全期間中とかにも問題がなければ協力して立っていただけるよというお願いをしておりますので、その辺をきちんと全部出られるのが山陽地区で、小野田が少ないからいけないというわけではなく、それはそれでお願いしている案件なので、今後強くお願いしていつて、そろえるようにしたいと思います。

山田伸幸副分科会長 高齢者を狙った振り込め詐欺などというところあるんですが、これはかなり市内でも件数が出ておりますし、私の自治会でもそ

ういう実例がありました。これがええか悪いかは分かりませんが、警察から自治会便と併せてこれを回してもらえませんかというのが来るんですけど、非常に見にくいんですよ。暗い調で。もっと字も大きくして、具体的にこういうことがありましたよという事例も分かりやすく、できたら市で作っていただかないと、あの警察情報ではお年寄りを読めないと思うんですけど、そういう計画等はお持ちじゃないでしょうか。

吉村生活安全課長 詐欺については警察が所管する案件なんですけど、その詐欺が起こらないような啓発をするのはうちの防犯関係の仕事になると思いますので、警察と連携しまして、その辺を注意した喚起に努めたいと思います。

吉永美子分科会長 現状と課題については、ないようですので終わりたいと思います。次の基本事業（１）交通安全思想の普及について、皆さんから御質疑等ありますか。

杉本保喜委員 小学校、保育園、中学校等の交通安全教室はよくやっているということは、私も認識しているんですけど、最近私が思うのは高齢者に対する交通指導が必要ではないかなということを感じるんですけどね。だから例えば老人会に出向いて行って出前講座をやるとか、お年寄りの多い団体、女性会とかふるさととかそういうところにもそういう講座を持っていくとか、公民館活動の中でできるだけそれを活性化するために多く集まってもらって話をするとかいう方法が特に必要ではないかと思うんですけど、その辺りいかがですかね。

吉村生活安全課長 それぞれ小学校、中学校、幼稚園等が多いんですけど、高齢者の関係につきましても、警察で何回か行かれているんですけども、うちで関連しているのがグラウンドゴルフとかそういう大会のときには出向いて、グラウンドゴルフやイベントされるときはあんまりしゃべると嫌がられますので、１０分程度で反射材付けましょうとかそういうお願いをしている状況でございます。要望等がありましたら、またそれをお聞きしまして、交通安全の対応に努めていきたいと思っております。

大井淳一郎委員 その割には現状値が１４５回で３３年の目標も１４５回ということで、キープみたいなイメージがあるんですけど、今杉本委員が言わ

れるようにもっとほかにもいろいろな諸団体に増やしていくのなら増やしていくような気持ちが欲しいんですが、なぜ現状維持なんですか。

吉村生活安全課長 気持ちとしては増やしていきたい気持ちではあるんですけども、145回出るとなるとかなりの、1時間の講習に対しても行って帰ると二、三時間掛かるものですから、今の現状が基本的には精一杯でございます。ただそうは言っても必要なことはやらないといけないと思っておりますので、目標としては145で現状維持というふうに書いておりますけれども、気持ちとしては現状維持した上で交通安全に努めていきたいと思っております。

杉本保喜委員 交通安全指導員、高齢者交通安全指導員という制度もあるんですよ。私もそのうちの一人なんですけれど、そういうような団体さんを利用して、手分けをしてやっていくという方法もあると思うんですよ。最近老人の自転車走行、これが非常に危険を伴う部分が多いと言われております。そういうようなところも含めて、同年齢の人が言うともたちょっと違うんじゃないかなというような気がしますので、その辺をもっともっと、今精一杯ではなくて、手一杯の中で誰がやってもらえるかなということで輪を広げていくという方法もあると思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

吉村生活安全課長 言われましたように高齢者の交通指導員、普通の指導員とは別に老人クラブに所属されている方で交通指導員という方を選出していただいております。そういう方に御協力をいただいて、交通指導を進めていけるように努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

山田伸幸副分科会長 おたくが取り組まれているかどうか分からないので、お聞きしたいんですけど、免許証の関係ですよ、高齢者の。これについては生活安全課が所管なんですか。

吉村生活安全課長 生活安全課で所管しております。

大井淳一郎委員 免許の返納なんですけど、公共交通の絡みがあるんでね、返納ばかり進めることがいいとは思わないんだけど、片や交通安全

という観点からすれば免許の返納ということは進めていかなければいけないんですが、現状はいかがでしょうか。結構僕の周りでも90でも運転している人もいますね、心配ではあるんですけどね。いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 先週なんですけど、高齢者の免許の返納について県警から来られまして協議をいたしました。県警も免許を出しているんで、免許の返納は進めたいと、ただ免許証を返納するかしないかというのは、個人の考え方であると。生活があるということなのでその辺は難しいということ踏まえた上で、啓発等を進めていきたいというふうに考えておりますので、免許返納については件数自体を今持っていないんですが、山陽小野田市でも毎年200件程度の方が免許を返納されているということでしたので、免許を返納するという行為についてはうちは進めていて、フォローについてもいろんなところで考えていかないといけない事業かなというふうに考えております。

大井淳一郎委員 当然免許証をはく奪というのは難しい、例の講習を受けて引っかけた以外は難しいとは思いますが、よく言われるのは返納した後に何らかのメリットというか、例えばバスの優遇措置とかそういったことを考えていかなきゃいけないと思うんですが、現時点では生活安全課とすれば免許返納された人に対してはどういった、卒業証書じゃないですけど、そういうメリット、インセンティブみたいなのは現時点であるのか、なければ今後どうしていくのかについてお答えください。

吉村生活安全課長 今考えておりませんが、今後考えていこうと思っております。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか。それでは(2)は飛ばしまして、(3)地域防犯対策の推進について御質疑等ございますか。

矢田松夫委員 10年間で約5,000灯という目標があったんですけど、累計でいくとどうなんですかね。平成33年度でいきますと。

吉村生活安全課長 これでいきますと、平成33年度で90%を超えるというふうに考えております。およそ五千五、六百灯ぐらいになる予定に。で

90%になる予定に考えています。目標値平成34年で6,000灯をちょっと超えると思っておりますので、新築される灯数もありますし、自治会で調査等しているんですけども、その調査次第によってパーセントが変わってきますけども、今生活安全課で把握しているのは6,000灯を超えるというふうに考えておりますので、平成33年度は90%にもっていききたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 防犯外灯を計画的に推進していくことはいいことなんですが、10年後にはそろそろ最初に防犯灯したところが寿命が来るんじゃないんですかね。その場合にも優遇措置というのは考えているんでしょうか。

吉村生活安全課長 LEDの促進もしているんですけども、この事業自体が自治会の軽減負担ということを考えての補助制度でございます。ですのでLEDをLEDから換えられる場合においても補助はお出ししていると思いますので、今後10年間についてはこの事業を進めていきたいと考えております。

山田伸幸副分科会長 地域防犯対策推進事業で先ほど暴力団の排除ということなんですけど、具体的にどういった事業内容を今されているのか、もう少し分かりやすく解説をしてください。

吉村生活安全課長 山陽小野田署と協定書を結んでおりまして、主な内容としましては、うちが事業をする場合に暴力団との契約を結ばないという考え方の中で、それぞれ事業する段階のときに事業者と申請者が暴力団であるかという確認を取っております。ちなみになんですけど、相手が暴力団で対処するかどうか確認するのが、平成27年が49件、28年が63件、平成29年が64件ほど警察とのやり取りをしております。ただ平成28年なんですけど、63件といたしましても中に何件かありますので、確認しているのは344の事業所、申請者が暴力団であるかという確認を警察と行っております。

吉永美子分科会長 それでは(4)空家等対策の推進につきまして皆様何かございますか。

大井淳一郎委員 評価指標なんですけれども、空家等の相談の助言率100%、

100%ですが、何が助言なんですか。何をもって、助言とみているのかについて。なぜこれを評価指標としたのかについて。

吉村生活安全課長 評価指標なんですけれども、助言率というのが相談に来られたときに何らかの方針をお答えできるようにしていると。ちなみに電話等での問合せ等についてはこの中には入っていないんですけども、平成23年から平成28年で台帳とかに記入したのは149件ありました。大体年間25件程度あるんですけども、問合せがあったり質問があった場合には、確実にこういうところに相談されたらいいのではないのでしょうか、法律相談を勧めたり、行政書士の方を紹介したり、聞いて終わりではなくて、何らか対応するというのを念頭に置いて、事務を行っているというものです。

大井淳一郎委員 もちろんそれは丁寧に対応していくことはいいんですけども、評価指標を置くのであれば、診断カルテにもありますように空家の相談に対して適正管理に至った割合ですね、64%程度であったということで、解決率みたいなものなんですけど、こっちにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、なぜわざわざ助言率ということをしたんでしょうか。何らかのアクションを起こせば全部助言になっちゃうんじゃないかと。空家等対策を進めていこうという評価指標にしてはまずいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 確かに助言率も大切なんですけども、対応していくというのを主に置いて相談には真摯にちゃんと回答していくという気持ちがありましたので、こちらを評価指標として計上させていただいております。

大井淳一郎委員 それであれば解決率を指標にしたほうがいいんでしょうか。対応するのはもちろんいいことなんですけどね、そっちが大事と言われるのであれば解決することが。

吉村生活安全課長 解決で率を出すのがなかなか難しいというのがあります。安易な案件であれば解決する方向にはなるんですけども、どうしても相続関係とかいう問題が入ってくると、解決率が変わってきますので、そういう不確定なものよりも相談に乗っていくというもののほうが、分かりやすいと考えました。

大井淳一郎委員 僕よく表もらうから分かるんですが、解決済み、未解決でちゃんと分けておられますよ。64%って出していますしね、ここに。今の回答だと何かできないようなこと言われたんですが、資料恵与でもらった表はあれはどういった意味なんでしょうか。解決、未解決で分けられていますよ。当然難しい案件はあるのは承知していますけどね。それはそれで仕方ないとしても現に解決率は平成22年ぐらいは50を切っていたのがだんだん60とかなってきて、改善はしてきているのは分かるんですよ。それは一生懸命皆さんがやられているんですが、そっちを指標にしたほうがいいのではないですかね。いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 そういうふうな御意見もあるとは思いますが、やはりこちらの数字で、確かに解決率というのは出しているんですけども、今後増えていく案件に対して解決率というのはなかなか出すのが難しいというのがありますので、相談していくというこちらの助言率で挙げさせていただきます。

山田伸幸副分科会長 そう言われるのであれば、助言数そのもので行かれたほうがいいんじゃないですか。そもそも生活安全課がそういった問題を受け付けているということが市民に知られているかという問題があるかと思うんですよ。知られていれば必然的にそういった相談件数も増えていくし、それに対する助言も増えていくと思うんですよ。相談件数について恐らくデータも取りやすいですので、様々なツールを使って、そういった空家問題を生活安全課がやっているという広報も強めながら、その相談をした数をどんどん積み上げられるようにしていったほうがいいのではないかなと思うんですけど、それは考えておられないですか。

吉村生活安全課長 現時点ではこの数字で行くように考えております。今後そういう面についても検討していこうと思います。

大井淳一郎委員 最初の基本方針のところで議論があったんですけど、空家を減らしていこうという話であれば、単に空家率とか空家件数、空家件数はなかなか難しいので、空家率ですよ。実態調査もやられているんですが、そっちを指標にされたほうがいいんじゃないですかね。

吉村生活安全課長 空家に対する計画については平成30年10月を目指して策定している途中なんですけど、そこに目標を立てる予定にしております。その中で空家に対する目標指標というのを定めていくものであると考えておりますので、その計画が出来上がった後であればそういう数字というのも行けるのかなと思うんですが、まだ出来上がっていない段階ですので、あくまでも今は適正管理を進めていったり、利活用したり相談を受けたときには、助言等の数字をここで指標として挙げさせていただいて、今後検討はしていくというふうに考えております。

大井淳一郎委員 確認ですけど、今山陽小野田市の空家率というのは、そちらで把握しているんですかね。あくまでも例の統計調査から出た数しか把握していないということですかね。空家率の把握状態。

吉村生活安全課長 空家率を出すのはなかなか難しく、国が持っている空家の件数というのは統計で出た数字でございます。ですので、空家率を正確に出すというのは難しいので、件数が何件あるかというのは今回の実態調査でこれも個人的な調査までしないと正確なものは出ませんが、大まかな数字というのは今回の実態調査で出るのではないかなと思っております。

杉本保喜委員 これが空家であると認定するのは非常に難しいというふうに言われたんですけど、ある市町ではAからDまでだったかな、段階を持ってこれを空家とするというような明確な評価基準を指定しているんですよね。その中でどれぐらいの空家、使える空家か、周りに影響を与えている空家かというようなことも、指標として置いているわけですよね。やはりそれがないと今言われるようにどうして空家といえるかなというところが問題だと思うんですよね。その辺のところも検討を併せてやっていくべきだと思うんですけども、その辺りいかがなんでしょうか。

吉村生活安全課長 空家の認定は今言われるように大変難しく、今回も実態調査をしているときに、空家と思われる方のところに調査票を入れたらそちらからお電話が掛かってきて、うちは空家じゃございませんというような話もありますので、空家を認定する実態調査なんですけど、外観調査をしております、敷地内には入らないんです。空家と思われるというのが出てきた後で、本当にそこが空家なのかというのは個別にまた



当たっていくという作業がどうしても要るんですけど、それはまた次の段階になると考えております。なので、最終的には空家であるというところまでするのであれば、お手紙等を入れながら確実に空家というのを認定していかなければならないんですけども、現時点では空家と思われるという数字として今後挙がってくるというふうに考えております。

杉本保喜委員 もう一つ、岡山県の笠岡市は空家調査の調査員等の雇用、そういうふうな形を取って、確実な調査を進めているというところもあるんですよね。だからその辺のところもやはり誰が見てもこの辺りは空家になるよねという一つの標準的なものを見つけた上で、決めた上で調査をやるということも必要だと思うんですよね。そのためには不動産の協会とか宅建の協会とかそういうようなところにも提携を結んで、歩くとかいうようなところも必要だというふうに思うんですけどね、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 今後そのようなことも取り組みながら、計画を定めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

恒松恵子委員 空家相談の実態ですけれども、親の家など古い家屋をお持ちでお困りの方と、近所で崩壊とか樹木の伐採等迷惑を掛けられていらっしゃる方とどちらの御相談が多いですか。ざっとでよろしゅうございます。

吉村生活安全課長 やっぱ草木が茂っているというような相談のほうが多いです。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか。それでは一旦この基本施策10については終わらせていただいて、基本施策11の消費者の保護と意識啓発、この部分に入りたいと思います。それでは御説明をお願いします。

吉村生活安全課長 基本施策11、消費者の保護と意識の啓発について御説明いたします。基本方針、市民が安全で安心できる消費生活の実現に向けて、消費生活に関する教育、普及啓発などを実施するとともに、消費者事故等の情報提供や消費者トラブルに対応する消費生活相談体制の強化に努めます。

目標指標、消費者教育講座実施回数で平成28年度は7回、平成33

年度は10回を定めております。

現状と課題、消費生活を取り巻く環境は、情報化、国際化などの進行により様々な商品やサービスが提供される一方、販売競争の激化も加わり誇大広告や悪質商法などが横行し、消費者問題はますます多様化・複雑化する傾向にあります。平成23年（2011年）4月に「山陽小野田市消費生活センター」を開設し、啓発活動や被害者の救済に努めていますが、悪質化、巧妙化した相談事案が増加しています。特に高齢者や未成年者の被害額が高額化している傾向にあります。消費者の権利や利益を守り、消費者一人一人が主体性を持って、適切な判断ができるよう、消費者教育を推進していくことが必要です。急速な社会変化に伴って発生する様々な消費者トラブルに柔軟に対応できるよう、地域の見守りのネットワークを活用し、誰もが安心して消費者行政サービスを受けることができる体制を整えることが必要です。

基本事業（1）消費者安全の確保と消費者教育の推進。確かな選択・判断ができる消費者を育成するため、消費者トラブルに遭いやすい事例の情報提供や消費者教育に努めます。また、消費者被害の防止や消費者団体の育成を図ります。評価指標、消費生活に関する出前講座の参加者で平成28年度は485名を平成33年度は500名に定めております。主要事業、消費者保護事業になります。高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しており、悪質商法による被害の防止を行い、消費者サポーターとしての消費者団体の育成に取り組みます。

（2）消費生活相談体制の充実、消費者被害の未然防止や救済に取り組みます。見守りを実施する団体等や地域との連携を強化するとともに、消費者トラブルに対応するほか、消費者相談員の配置や相談員の研修等を通じて消費者相談体制の充実を図ります。評価指標、消費生活相談の助言率100%、33年度も100%に定めております。主要事業です。地方消費者行政活性化事業、研修会の参加、法律専門家による助言等による消費生活センターの機能強化及び相談員の資質向上に努めます。また高齢者の消費者被害を防止するために民生委員・児童委員等見守りを実施する団体との連携を強化します。

吉永美子分科会長 以上で説明が終わりました。まず基本方針につきまして皆様から御質疑、御意見がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは目標指標につきましてはいかがですか。消費者教育講座実施回数を7回を10回にするという点について。

杉本保喜委員 現在行われている教育講座ですね。どのような形で呼び掛けられて実施をされているのでしょうか。

吉村生活安全課長 民生委員さんとか要望があったものや出前講座、消費生活セミナー等で実施しております。

亀崎生活安全課課長補佐 出前講座のパンフレットは各支所や公民館に配置しております。その中で消費者教育「あなたを狙う悪質商法」も掲載しております。それによるものと、あとホームページで出前講座の紹介をしております。応募方法なんですけれど、市民の方であればどなたでも構わないんですけど、出前講座は原則10名以上の団体としておりますので、その方から申出があった場合に出向いていくという形にしております。

大井淳一郎委員 診断カルテを見ますと、27年度は14回ということで、この年だけが特別多かったということで、目標値も10回としているのでしょうか。7、10だけを見るとあんまり違和感ないんですが、27年度実は14回なんですよね。数字を10回にした意味ですね。

亀崎生活安全課課長補佐 確かに27年度は若干多かったと思いますが、28年度が7回、大体10回を超えないぐらいがこれまで多かったので平成33年度を10回とさせていただきます。

山田伸幸副分科会長 この消費者教育講座ということなんですけど、これほどあなたがやられるんですかね。どういった内容でされているのか、それをお答えください。

亀崎生活安全課課長補佐 消費生活センターに配置しております相談員が任期付職員なんですけれども、この相談員が行うものが大半なんですけれども、ほかにも兼務で3名ほど職員がおりまして、その者が行く場合もあります。内容としては最近多い相談事例を基に、消費生活相談でトラブルに遭わないような啓発などをしております。

吉永美子分科会長 よろしいですかね。それではちょうど時間的に午前の部が

終わる時間になりましたので、次は現状と課題から始めたいと思いますが、ただ午後からは審査番号5番であります循環型社会の形成から入りますので、5、6、7が終わった後に生活安全課の関係は行いたいと思いますので、審査番号3番の途中と4番はその後に行いますので、恐縮ですがよろしく願いいたします。それでは午前中の民生福祉分科会を閉じます。お疲れ様です。

---

午前 11時59分 休憩

---

---

午後 1時 再開

---

吉永美子分科会長 皆様こんにちは。ただいまより総合計画審査特別委員会民生福祉分科会を再開いたします。では本日午後1番は基本施策15、循環型社会の形成から始めたいと思いますが、出席をしていただいている職員の皆様は初めてになられる方がたくさんおられまして、最初の担当の分科会となりますので、簡単に自己紹介及び仕事の内容をお知らせください。

深井市民生活部次長 環境課の深井と申します。よろしく願いいたします。環境課長をしております。環境課の総括を行っております。主な業務といたしましては、公害の監視や動物愛護を含めました環境施策に関する業務、それと市営墓地及び斎場の管理に関する業務、また新火葬場の建設に関する業務を行っております。

湯浅環境課課長補佐 環境課課長補佐の湯浅といいます。新火葬場建設を担当しております。よろしく願いいたします。

岩壁環境課主査 環境課の主査をしております岩壁といいます。主な担当業務といたしましては、斎場と霊園の維持管理業務、それから動物愛護関係、環境衛生推進団体との連携による環境美化活動の推進などを行っております。よろしく願いいたします。

縄田環境課環境保全係長 環境課環境保全係係長をしております縄田と申します。主な業務といたしましては、公害監視業務及び地球温暖化対策業務を行っております。よろしく願いいたします。

山下環境調査センター所長 環境課外局の環境調査センター所長の山下です。

よろしくお願いします。環境調査センターでは市内の公共用水域、工場排水等の水質調査、大気の降下ばいじんの測定、川で魚が死んだとかいう突発のときの環境調査、それから環境学習等を担当しておりますが、そういうものの総括をしております。

光永環境調査センター主任 同じく環境調査センターの光永と申します。所長の補佐とそれぞれ各種の分析を行っております。よろしくお願いいたします。

川上環境事業課長 環境事業課長の川上といいます。小野田浄化センターの所長も兼ねております。よろしくお願いします。環境事業課は、平成27年度に新しく稼動しました環境衛生センターに事務所があり、職員数は、環境衛生センター及び小野田浄化センターを含め、正規職員39名、臨時職員19名の、全58名で運営しております。主な業務といたしましては、市内で排出された家庭ごみの収集、持込みごみの受付、処理、環境衛生センターをはじめとするごみ処理施設の維持管理、市内で排出されたし尿、浄化槽汚泥の収集及び受入れ、処理、小野田浄化センターをはじめとするし尿処理施設の維持管理を行っております。私は、課長としてその総括的な役割を担っております。よろしくお願いいたします。

木村環境事業課主幹 環境事業課主幹の木村といいます。私は環境衛生センターの所長を兼務しております。ですからそちらのセンターの維持管理等の総括を行っております。よろしくお願いいたします。

磯部小野田浄化センター主任 小野田浄化センター主任の磯部と申します。よろしくお願いします。小野田浄化センターというのはし尿処理施設なんですけど、主にそこの修理とか補修とか維持管理及び物品等の発注、契約業務に従事しています。よろしくお願いします。

松尾環境衛生センター主任 環境センターの松尾と申します。主に焼却炉の担当で、維持管理等を行っております。よろしくお願いします。

吉永美子分科会長 それでは、早速ですが基本施策15、循環型社会の形成に

ついて執行部より御説明をお願いいたします。

深井市民生活部次長 それでは基本計画の54ページになります。基本施策の15番、循環型社会の形成についてでございます。基本方針でございますが、循環型社会の形成の観点から、廃棄物の適正な処理に努めるとともに、環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）を目指して、市民・事業者に対し、ごみの減量化や再資源化などの普及啓発に努めます。あわせて、市民が安心して暮らせる、公害のない快適で衛生的な生活環境を確保するため、環境美化の推進に努めます。

川上環境事業課長 それでは目標指標について説明いたします。市民1人1日当たりのごみの排出量ですが、これは1年間で家庭から環境衛生センターに排出される全ての種類のごみである、燃やせるごみ、燃やせないごみ、空き瓶、新聞・ダンボール・雑誌等の古紙類、ペットボトル、空き缶、古着・布類、発泡スチロール、タンス・テーブルなどの大型ごみの総量を、1年365日の日数及び人口で割った数値であります。平成28年度におきましては963.38gとなっており、平成33年度の前期目標値につきましては、今後の市民へのごみの仕分けによる減量化（リデュース）や再資源化（リサイクル）、再利用化（リユース）といった3R推進の啓発により、排出量の目標を950gといたしました。続きまして、ごみリサイクル率ですが、これは1年間で発生したごみの量、つまり環境衛生センターに排出されるごみの量に、環境衛生センターには排出せず、直接業者が引き取っている、例えば学校で実施している廃品回収等の集団回収量を加えたごみの総量における、資源ごみとしてリサイクル処理されたものの割合をパーセントで表記しております。このごみリサイクル率についてはここ数年、徐々に上昇傾向にあり、平成28年度におきましては、リサイクル率は25.5%となっております。平成33年度の前期目標値につきましては、ごみの減量化や再資源化などの普及啓発に努めることにより、約27%と設定いたしました。

深井市民生活部次長 続きまして現状と課題について読み上げさせていただきます。大量生産・大量消費・大量廃棄といった生活の便利さや快適さを最優先とした社会から、環境に配慮した省資源・循環型社会へと更に進める必要があります。環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）を目指し、ごみの減量化や再資源化などの普及啓発をより推進する必要

があります。本市では、新しくなったごみ焼却施設の適切な運転管理を行うとともに、残余容量が少なくなりつつある最終処分場、老朽化したし尿処理場の延命化によるトータルコストの縮減に取り組む必要があります。火葬場及び霊園については、適正な管理運営を行う必要があります。今日の環境問題は、工場等に起因するいわゆる産業型公害のみならず、騒音、生活排水、自動車排ガスなどに起因する都市生活型公害、更には、地球温暖化などの地球規模の環境問題など、複雑・多様化しています。市民の快適で良好な生活環境を確保していくため、産業型公害の未然防止を図るとともに、環境監視体制の整備充実が必要です。

続きまして基本事業でございます。（１）循環型社会の形成の推進でございます。環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）の普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成に努めます。評価指標といたしましては、資源ごみ再利用化推進奨励金交付団体数を挙げておりますのは、子供会等が廃品回収を行い、回収した資源ごみの重量に応じてその団体に奨励金を交付するものでございます。資源ごみ再利用化には小型家電の回収やごみの分別収集もございますが、目標指標以外の部分でかつ市民の関わりが分かりやすいものとしてこれを評価指標といたしました。交付団体数は現状値よりも前期目標値のほうが少なくなっておりますけれども、これは過去５年間を見ますと平成２４年度には３３７団体ございましたが年々減少し、平成２８年度には３０６団体と３１団体減少しております。この交付団体で最も多いのが子供会で、平成２４年度には延べ１５０団体ございましたが、平成２８年度には延べ１１８団体と３２団体少なくなっております。これが全体の交付団体数が減少した最も大きな要因でございます。今後人口減少や少子高齢化が進むに伴いまして、更に減少していくのではないかと懸念しているところでございます。この事業は、多くの市民に資源ごみの再利用に関わることによって環境保全やゴミの減量化を強く意識していただくことを目的としておりまして、奨励金の交付団体を増やすことを目的としているわけではございませんが、より多くの団体にこの取組に協力していただきたいと考えております。主要事業といたしましてはリサイクル推進事業でございます。これは先ほど申しましたように資源ごみ再利用化推進奨励金を交付しております。これは資源ごみ１キログラム当たり３円を交付するものでございます。それと生ごみ処理容器購入者への補助金交付でございます。電動式、非電動式、ダンボールコンポストと３種類ございますが、補助率２分の１の補助金を交付してござい

す。ただ上限がございまして、電動式は2万円、非電動式は1,500円、ダンボールコンポストは500円を上限としておるものでございます。

川上環境事業課長 それでは、続きまして(2)廃棄物処理体制の充実について説明いたします。まずは読み上げます。ごみ処理施設は適切な運転管理を行います。また、老朽化したし尿処理施設は、定期点検及び適切な運転管理を行うとともに、計画的な設備の更新に努めます。少し補足的な説明をさせていただきます。現在のごみ処理施設でごみの焼却施設である環境衛生センターは、平成27年度に1炉・1日当たりの処理能力45トンの2炉体制で焼却処理を開始しました。今年度は3年目を迎えており、ごみ収集をはじめ、焼却処理までの市民サービスを滞りなく行っております。今後も適切で計画的な運転管理を行うことにより、安定した可燃ごみの焼却を維持してまいります。また、し尿処理施設である小野田浄化センターは、平成元年11月の稼動から28年が経過しており、老朽化が進んでおります。今後もこれまでどおりの定期点検・整備及び適切な運転管理を行うとともに、計画的な設備の更新を行うことにより、施設の延命化を図ってまいります。

次に、評価指標について説明いたします。これら二つの指標については、いかに今後ごみ処理施設及びし尿処理施設を適切に運転・管理させられるかの処理量等について設定させていただきました。まずは、ごみ焼却量ですが、これはごみのピットに搬入した燃やせるごみ及び市内の水処理センター、小野田浄化センターから受け入れた脱水汚泥を乾燥させたものを、クレーンを使って焼却炉へのホッパーに投入する、1年間の量であります。現状値につきましましては、2万2,946トンとなっており、平成33年度の前期目標値につきましましては、先ほどのごみ排出量の目標指標で説明しましたことと関連し、3R推進の啓発によるごみの減量化を行うことにより、目標値を2万2,000トンといたしました。次のし尿等の処理量ですが、これは小野田浄化センターの受入口で受け入れる生し尿及び浄化槽汚泥の1年間の量であります。この量につきましましては、市内公共下水道の普及及び人口の減少等により、年々減少傾向であり、現状値は3万2,074トンとなっております。平成33年度の前期目標値につきましても、この減少傾向が続くものと考え、予測値として2万7,600トンと設定させていただきました。

次に、主要事業について説明いたします。まず、ごみ処理施設維持整



備事業です。これは、環境衛生センターをはじめとする、小野田・山陽各地区の最終処分場、ストックヤード、ペットボトル処理施設等のごみ処理施設に対し、適正な点検整備・補修等を行うことで、施設の機能維持及び延命化を図っていくものです。その下の一般廃棄物（ごみ）処理事業は、ごみ処理施設の適切な運転管理をはじめ、市内から排出される一般廃棄物の収集・運搬及び処理・処分を適正に行っていくとともに、市民に対し、広報などを通して家庭ごみの出し方や3Rの推進を啓発していくことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていくものです。右側の一般廃棄物（し尿等）処理事業は、市内で発生し、許可業者により収集されたし尿及び浄化槽汚泥を小野田浄化センターで衛生的に処理・処分を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていくものです。また、先ほども説明しましたが、小野田浄化センターの機械設備は老朽化しており、特に大型設備や予備機を持たない設備、基幹的な役割を担っている設備については、定期的な分解整備や更新を計画的に行っていくことにより、施設の機能維持及び延命化を図っていくものです。

深井市民生活部次長 56ページに移りまして（3）衛生・美化の向上でございます。公衆衛生を保全向上させるため、取組を計画的に進めます。また、火葬場・霊園については、市民ニーズの動向を踏まえながら施設の計画的な整備に取り組みます。評価指標につきましては、狂犬病予防注射接種率を上げております。これは、関係事業の中でその成果が数値として最も表れやすいためでございます。市が実施する集団接種及び動物病院で接種した総頭数を率で示しております。平成33年度には70%にまで引き上げたいと考えております。主要事業でございますが、まず犬・猫保護等関連事業でございます。これは犬の登録、狂犬病予防注射の接種、犬猫の適正な飼育について啓発、動物の死体の回収、不要動物の引取りなどを行っております。霊園管理整備事業につきましては、市内4か所ございます市営墓地の公的な部分の除草等の清掃業務を行っております。環境美化・生活衛生向上事業でございますが、これは市内2か所、渡場と天満町にございますが、この2か所の公衆便所の清掃、公共施設での蜂の巣の駆除、不法投棄パトロール、清掃活動を行います登録していただいたボランティア団体がございますが、その団体へ必要な物資の支給、放置自動車の適正処理を行っております。

（4）の環境保全対策の推進でございます。太陽光・風力・水力など

の再生可能エネルギーの利用促進や緑のカーテン等市民に対して身近でできる地球温暖化対策の普及啓発に努めるなど、温室効果ガス排出量の抑制など環境への負荷の少ない社会に向けた取組を進めます。評価指標といたしましては、まず地球温暖化対策普及啓発活動回数を挙げております。これは、小学生を対象としましたエコ工作教室や、学校や企業への出前講座の回数で、年間12回を維持してまいりたいと考えております。二つ目の温室効果ガス排出量でございますが、これは、平成27年度よりも平成23年度のほうの数字が少なくなっております。これは国が2030年度の目標を2013年度比で26%減としておりますことから、平成27年度に比べまして平成33年度は単純計算で12.3%減となりますので、2万5,121トンを目標値としております。主要事業につきましては地球温暖化対策事業でございます。これはノーマイカー通勤の推進や節電等の省エネルギーやごみの減量化等による温室効果ガス排出量削減など環境への負荷を低減するための取組でございます。次に環境白書作成事業でございますが、これは3年に1度作成をしております。市が実施いたしました環境・公害監視の調査に基づきまして、環境状況の把握や情報提供を行っております。

(5)の環境監視体制の充実でございます。環境行政の円滑な実施のため、増加する環境調査の需要に対して、監視測定体制の充実を図ります。また、主要企業と環境保全協定を締結し、適正な指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。評価指標として大気・水質・騒音等定期調査箇所数を挙げております。現在203か所で実施しておりますが、道路の新設等に伴い、測定箇所を206か所に増やしたいと考えておるところでございます。主要事業につきましては、環境・公害監視事業でございます。市内各所で大気・水質・騒音・振動等について調査分析し、企業への指導や環境展での啓発に役立てております。環境保全協定に基づく公害未然防止事業でございます。これは平成27年度末現在で50社と協定を締結しております。工場の新増設の際には事前協議により環境への負荷のチェックを行い、重要案件につきましては環境審議会に諮問しております。三つ目の環境監視関連設備整備事業でございます。これは大気・水質の検査分析機器の維持管理及び更新でございます。老朽化した機器は補助金等を活用しながら計画的に更新を進めてまいります。

関連する個別計画といたしましては、第3次山陽小野田市率先実行計画、山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画、山陽小野田市分別収集計画がございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の皆様からの御質疑また御意見等伺いたいと思います。まず初めに基本方針についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に目標指標につきましてはいかがでしょうか。

大井淳一郎委員 このごみリサイクル率なんですけれども、1年間のリサイクル量割る1年間のごみ発生量なんですけど、この1年間のごみ発生量というのは、リサイクルが可能なごみに限定しているのか、それとも全然関係なしで一緒くたにされておられるか、これについてお答えください。

川上環境事業課長 これは全てのごみです、発生量というのは。ですからリサイクルできないごみも含めたごみの量になります。

大井淳一郎委員 字面を読むと、リサイクル率っていうからにはこれは確かにリサイクルできるごみと…資源ごみというのはリサイクルされているという意味ですよね。だからこのリサイクル率で全てリサイクルできないものも含めてしまうのがどうかなって思ったんですよね。これは国か何かで決まっているやり方なんですかね。

木村環境事業課主幹 リサイクル率の出し方ですが、課長が申しましたとおり、分母の1年間のごみの発生量、これは市内から出てきたもの全てとなります。その中から資源ごみとして最初から分別されて入ってくるものもあれば、持込みとかその他事業系の一般廃棄物もありますが、その中のものを処分地等で振り分けを行います。そこから更に鉄であったり、非鉄であったり、瓶、缶というものを更に詳細に分けていって、それをリサイクルに出せるものは全て出そうということですので、上の分子に当たる1年間のリサイクル量は分別等が済んで、本当にリサイクルに回せる量ということ。それで一応のリサイクル率、全てのごみに対して資源に持っていける分の量ということで、このような計算となっています。

吉永美子分科会長 第一次総合計画のカルテの中で、173ページ、市民1人1日当たりごみ排出量というところで、平成27年度が1,260グラムで、28年度がこれを見ると963.38ということで、大変よくな

っているように見えるんですけど、達成度が進捗評価としてこの当時Dということで、これはどういう評価になっているんでしょうか。

川上環境事業課長 実は平成27年度の現状値1,260グラムが、先ほども言ったんですが、焼却炉に入る、要はごみとして排出されるものの中で水処理センターと小野田浄化センターから持ち込まれる汚泥も含まれておりました。ですから1,260グラムという形で表記されております。実際、これは家庭から排出されるごみとは判断できませんでしたので、それを除いた平成27年度の現状値を計算しましたところ1,084.8グラムというふうに、実際には減っております。ですから、私は達成率の計算をしておりますが、実際達成度はDではなくて、もうちょっと上がっているのではないかと考えております。このカルテ作成時の数字の取り方がいかがだったんだろうかと私は考えているところです。平成27年から汚泥を引き取っておりますので、ごみとして計量しておりますので、それが入っていると、こういうふうな数字になるということになります。平成28年につきましては963.38と、また減っております。

吉永美子分科会長 達成度は大変いいという評価でよろしいですか。

川上環境事業課長 いいのではないかなと考えております。

吉永美子分科会長 事業者の出されるごみ排出量は随分減っていて、市民の意識という部分で、そこをやっていかないといけないと私はそう思っていたんですが、今の割合はどうか。事業者と市民のごみの排出の状況です。もしかしたらCO<sub>2</sub>かもしれないですけど、事業者と市民の状況を改めてお聞きしたいと思います。

木村環境事業課主幹 トン数までは出せないですが、割合ということになりますと、市民につきましては自然な人口減少分程度でちょっと減っていますけど極端ではないと思っています。事業系の一般廃棄物ですが、事業者が市内の飲食店とか、そういったところから事業系の一般廃棄物と言われるものだけを環境衛生センターに運び入れておりますが、そちらのごみの搬入の状況を28年度に厳しくチェックさせていただきました。どうしてもごみの収集が回ってくるときに、小野田を回って、近隣の宇

部を回って、最後山陽小野田市に下ろしてしまうとかいうこともよく調査をしたらありました。宇部で発生したものは宇部に持って行ってください、小野田は小野田でお願いしますというようなことで業者とやり取りをしまして、大分落ちましたので、全体量が落ちてきているのは、事業系の一般廃棄物の量がぐっと下がってきているというふうには思っております。市民は横ばいか自然減少的なものであろうと思います。

吉永美子分科会長　ということは更に先ほど言われた3Rを進めるために啓発されるということは、市民に対してどう啓発していくかという部分ですけれど、この点については今後強化する予定があるのか。その強化をどうやっていくのかという点は確認させていただきたいと思えます。

川上環境事業課長　今までずっとやっていますが、広報等で毎月ごみの出し方については説明しておりますし、今後、特集で3Rの推進を広報等で出すこともしようかなと考えております。また、小学生に対する施設見学をしております。ほぼ全部の小学校の4年生にこちらに来ていただいて、施設を紹介して見せているわけですが、その中で3Rの推進ということで、「混ぜればごみ、分ければ資源」という標語で推進しているわけですが、そういった形で小学生に啓発することにより、それを家庭に持って帰って、お父さんお母さんたちに、こういうふうにあったから、皆しなくてはいけないよというような啓発をしていただくというような形で、今までもやっていましたが、これからもそういった啓発をしていきたいというふうには思っております。

吉永美子分科会長　今の子どもたちに循環型社会を形成するに当たって、3Rの必要性というのをしっかりと学んでいただくのは大事だと思います。先日下関のことがテレビで報道されていて、ある小学校に、下関のその関係の職員の方が行かれて、ゲーム的にこれはどういう分別に当たるかというのをやって、子どもたちはうーんと悩みながらやって行って、また、パッカー車が来て、ごみを入れることも、もちろん安全を保ちながらでしようけれど、やったりとかという、いわゆる実体験をさせてあげるということをして、大変いいなと私は思ったので、学校に出向いてということも是非、そういったことを強化していただいてということ期待しているところです。

大井淳一郎委員 その番組、僕も見ていたんですけど、そのときに教えていたのは3Rではなくて4R、リフューズという概念も最近はピックアップされているんですが、山陽小野田市は3Rでも4Rでも大切なのは中身なんですけど、今どういうお考えなんですか。3Rなんですか。

木村環境事業課主幹 リフューズ、レジ袋等ということでは環境事業課というよりも環境課で、レジ袋の代わりにということで各個人が用意した袋を使いましょうと、これは山口県下で一斉に取り組を始めているかと思えます。こちらにつきましては、一応の定着をしていると考えているところです。3Rのリサイクル、リユースという再資源化、再利用化というのは、ある程度、皆さん理解していらっしゃると思います。リデュースといって、もともとのごみを排出しないように努力するというようなことがあろうかと思えます。そうは言っても、どう排出しないようにするかという話になってくるんですが、そのときにできたら、そのままごちゃごちゃにして捨てているものを、しっかり分別していただいて、資源に回していくということで、本当に残ったごみだけが減量化になっていくのではないかと考えておりますので、今のごみの出し方に基づいて、モラルをしっかり持っていただいて、分別して出していただくということを願うだけであります。

大井淳一郎委員 宇部と違って山陽小野田市はビニール袋も燃やせるごみにしている。宇部から引っ越してきた人は、かえって楽だという意見もあるんですが、一方では、廃プラについて、方向性とすればどのように考えておられるのかお答えください。

木村環境事業課主幹 確かに山陽小野田市は廃プラを別に分別しておりません。これは過去の回答にもありましたが、ビニールやプラスチックは焼却炉の助燃剤の一つとして、全てのけてしまうと火力が余りにも落ちてしまうのではないかとということもありまして、山陽小野田市としては分別せずに助燃剤という考え方で進めております。先ほど課長も申しましたとおり、新しい新ごみ処理施設になり、1日1炉当たり45トン、2炉で90トンいけます。計算でいきますと山陽小野田市内で排出されるごみを、この焼却炉が順調に稼動した場合、いつしか片炉を止めて、ゆっくり整備点検等をして、またもう一つを止めてという形でいけるぐらいのごみの量になるであろうと思っております。今はいろいろ不具合等が生

じて、それを改善しながらという時期ではありますが、今後、この焼却炉が問題なければ、逆にごみが足りないということも発生してこようかと思えます。そのときには片炉運転という形になってこようかと思えますので、そういったことも含めまして、できれば燃やせるごみの量もある程度確保するということが焼却炉には必要ということもありますので、山陽小野田市としては、今現在のところ、廃プラは別の分別にしているというわけではないということです。

恒松恵子委員 昨年度から事業所のごみはビニールを分別すると聞いております。助燃剤の役割を果たすという言葉から、言葉尻を捉えるようで申し訳ありませんが、事業所が随分いろんなところで困惑していると伺っていますので、併せて質問させていただきます。

木村環境事業課主幹 簡単なようで難しい話ではありますが、ごみを最初に大きく分けるとするならば、市民が出すものの中の一般廃棄物ということで、これは鉄くずであろうがビニールでも紙くずでも木くずでも市民が出したのものについては一般廃棄物に分類されます。それでないものとして事業を抱えて、営業されて、それに対して出る廃油とか、それこそ廃プラスチック類、いわゆるビニール。そういったもので事業所から出たものについては事業系の一般廃棄物になり得るものとそうでないものがあります。今言われたビニールなどは、事業所の場合については廃プラスチックに当たりますので、そこをどういうふうにしたらいいですかと正確に聞かれると、本来は産業廃棄物という形で分けていただかなくてはいけないということになります。建設業とか指定された業種はあるんですけど、そうでなければ通常の事業所であっても、紙くず、木くず、繊維くず等であれば事業系の一般廃棄物でもいいですよということになります。非常に微妙なんですけど、ビニールと言われるとプラスチック系とかゴムとか、そういったものも本当は産業廃棄物になりますというお答えになろうかと思えます。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）現状と課題のところは。

山田伸幸副分科会長 冒頭で「大量生産・大量消費・大量廃棄といった生活の便利さや快適さを最優先とした社会から」うんぬんとあるんですけど、

実際そうなんですかね。こういう形ではないと思うんですけど、いまだに大量生産・大量消費・大量廃棄というふうに言い切っているのでしょうか。

深井市民生活部次長 物によってはこの言葉が必ずしも当てはまらないものもあるかと思いますが、総体的に見て、この三つがまだ当てはまるものが非常に多いというふうに認識はしているところでございます。

吉永美子分科会長 ほかにはございませんか、現状と課題。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ基本事業（１）循環型社会の形成の推進につままして。

山田伸幸副分科会長 これは今お年寄りの団体とか子ども会等がメインになっているのでしょうか。奨励金の交付団体。

深井市民生活部次長 平成２８年度の状況でございますけれども、３０６団体のうち一番多いのが子ども会で１１８となっております。その次が自治会で５５、３番目に多いのが福祉団体で２７団体、その次が老人クラブという順番になっております。

杉本保喜委員 関連ですけれども、前期の目標値が３００団体と６団体減っているという中では、今言われる各団体さんでどの辺りが減少していくという見方をされているということなんですか。

深井市民生活部次長 一番多く減っているのは先ほども説明の中で申し上げましたとおり子ども会が一番多く減少しております。率でいきますと実は女性団体の減少率が一番多くて、これが平成２４年度に比べまして２８．５７％減少となっております。子ども会が２１．３３％の減少です。３番目が老人クラブで１４．８１％の減少となっております。

山田伸幸副分科会長 今後も減っていくけれど、増やしていくこともするんだという決意の表れということなんですか。

深井市民生活部次長 先ほど申しましたように減少しているところはかなり多いんですが、逆に自治会さんにつまましては平成２４年度に比べて１４．５８％増えております。このようにまだほかの子ど



も会においても118というのは延べでございまして、実際にはまだ交付を受けていない子ども会等もたくさんございますので、そういったところにも声掛けをして、全体の数を増やしていきたいというふうには考えております。

山田伸幸副分科会長 奨励金の金額なんですけど、以前よりは随分減ってきて、子ども会の取組があまり意味をなさなくなったという意見も聞いているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

深井市民生活部次長 議員さん申されるとおり確かに奨励金の金額は以前に比べては減ってはおります。少なくはなっておりますが、金額が問題ではないんじゃないかなとは思っております。この廃品回収という取組をすることによって、リサイクルに関わることによって省エネにつながっていく、更には地球温暖化の防止にもつながっていくという意識を強く持っていたきたいというのが、この奨励金の目的でございまして、補助金ではなく奨励金というところで、そのように考えておりますので、金額については以前に比べて安くはなっておりますけども、今後も継続していきたいと考えております。

大井淳一郎委員 資源ごみは日曜日だけということになっております。以前予算委員会でも指摘があったんですが、昔は体育館のところに毎日できたということで、宇部のようになっていたということで、これ今後はそれも検討していくということなんですけど、今の交付団体が更に減る可能性もあるんですけども、利便性からいくと、毎日捨てられたほうが良いということもあるんですけど、今方向性としてはどちらでしょうか。現状を続けていくのか、以前のように毎日できるようになるのか、これについて。

深井市民生活部次長 市民体育館のところに資源ごみ置場を設けておまして、これが廃止になりました。この理由といたしましては、資源ごみ置場が荒らされるということが大変多くありまして、管理ができなくなったという経緯がございまして、そういう理由でこれ廃止になったわけがございまして、今後これをまた復活させるのかということにつきましては、慎重な議論が必要になってこようかと思っておりますので、当面は今の状況を続けていきたいというふうには考えております。

吉永美子分科会長 （１）よろしいですか。（２）廃棄物処理体制の充実です。

これにつきまして皆様から御質疑、御意見ありますか。

矢田松夫委員 老朽化したし尿処理施設の関係ですけれど、厚狭の下村にありますし尿処理施設の稼働はこの先どうされるのか。

川上環境事業課長 山陽中継所につきましては現在も山陽地区の各地区で収集したし尿と浄化槽汚泥を一旦貯留して、それをまとめて小野田浄化センターに運搬していくということで、そういった効率的な運搬及び小野田浄化センターでの計画的な処理を目的とせずと続けておるところです。今後におきましてもだんだん処理量等は減るとは思うんですけども、必要な限りは続けていきたいというふうには考えておるところです。

矢田松夫委員 今後更に老朽化した施設については修繕しながら、使っていくという。ですから壊れるまで使っていくということですかね。

川上環境事業課長 山陽中継所につきましてはただ貯留するだけの施設ですので、そこまで維持管理費、修繕費等は掛かるものではありません。ですので、使用できなくなるまではできるだけ継続して使用できればというふうには考えておるところです。

大井淳一郎委員 その施設の老朽化ということで、診断カルテを見ますと、修繕費等について予算措置の点で不採用またローリングされることも多いと書いてあるんですが、予算措置の点で不採用では老朽化したまま維持ができないんじゃないですかね。なぜ不採用となっているんですかね。必要なものは予算措置されるべきだとは思いますが。どこに問題があったんですか。カルテは180です。

川上環境事業課長 実際予算要求等で計画的な処理をできるように今まで計画的な整備をしようということで、予算等を要求しているわけなんですけど、実際はそういうふうにはなかなかいかないといったのが現状でございます。

大井淳一郎委員 施設も老朽化しているということで長寿命化していかなければ

ばいけないということなんですが、これは必要じゃないんですかね。なぜこれが不採用になるんですかね。あまり今は必要ないよと言われてるんですかね。山陽の中間のほうの予算が取れないのか、小野田の浄化センターかどちらですか、両方ですか。必要なものは予算要求して、予算獲得に努力されたほうがよろしいんじゃないでしょうかね。詳しいことは分かりませんが。

川上環境事業課長 御指摘のとおり、小野田の浄化センターが主に稼動しておりますので、小野田の浄化センターにつきましては本当に維持できる最低限のところまで予算要求していくと、毎年最低限の要求をして何とか平成20年度から平成26年度にかけてはある程度基幹的な改修等をして、少しはもったわけなんですけれども、今後も最低限の修繕を要求していきたいと思っております。

山田伸幸副分科会長 最低限のというふうに言われるんですが、既に相当年数がたった施設をその程度のことです大丈夫かなという疑問を持ちます。というのもこれがもし施設がパンクをするというようなことになったときに、市民生活にすごい影響を与える可能性があるわけですね。そういった意味ではきちんと調査をされた上で、長寿命化が図られているというふうに思っているんですが、調査をしてもなおそういう計画的な補修をされておられるわけですから、ここはもうちょっと抜本的な対策がされないといけないのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

川上環境事業課長 おっしゃるとおりでございます。来年度に実は小野田浄化センターは精密機能検査という、3年に1度の法的な検査をする予定にしております。それを踏まえて、どうしても必要な部分については今後もライフラインというか、生活に関わることで、こういったことがあるよということで、その結果を踏まえた後で、実施計画等挙げて予算要求をしてまいりたいというふうには思っております。

松尾数則委員 し尿の処理量の件なんですが、33年度にこんなに減っているという、これ人口減だけの問題ですか。

川上環境事業課長 先ほど私が申しましたように、要は下水道の普及等がござ

います。下水道の普及と人口減ということで、これぐらい減少するのではないかということで、予測をしておるところです。

松尾数則委員 下水の処理というのはし尿の中に入っていないんですね。

川上環境事業課長 これはくみ取りと簡易浄化槽の部分でございます。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか。なければ（３）衛生美化の向上というところですが、いかがですか。

松尾数則委員 衛生美化についてはいつか一般質問したこともあるんですが、道路のごみとか公園のごみとかそういった内容について積極的な取組について書いてないんですが、例えば罰金を取るとかいうことも含めて、今後どういう方向で行こうというのがちょっと見えてこないんだけど。

深井市民生活部次長 公衆衛生を保全、向上させるための今後の取組ということでよろしいでしょうか。例えば野焼きであったり、ごみのポイ捨てといったような違法な行為に対しまして、市広報等で詳細な理由、更には法的な罰則、こういったものを示していきたいというふうに考えております。また市広報との協議も必要になってきますけれども、可能でありましたら広報の中に環境保全に関するコーナーというものを設けまして、ごみの減量化であったり、リサイクル等も含めて環境保全に関する情報を一つ一つ提供していければというふうには考えております。

山田伸幸副分科会長 狂犬予防ということが挙げられているんですが、現状値が62.86%というのは私の周りからすると、えっ、この程度という印象を持たざるを得ません。というのも細かく案内も来ますし、どういったところで漏れが生じてきているのか。その点で分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

深井市民生活部次長 分母が現在登録されている犬の頭数ではございますけれども、その中には既に死亡している犬も多分に含まれているのではないかとこのように考えております。ですので、今現在生きている犬が一体何頭いるのかということが正確になかなか把握できないところがございまして、現状値では62.86と大変低いんですけれども、今後正

確な数字を把握できるように努力しながら33年度には接種率70%を目指していきたいというふうに考えております。

吉永美子分科会長 登録頭数、現在何頭ですか。

深井市民生活部次長 28年度で62.86%ということでございますが、登録頭数が3,877でございます。

吉永美子分科会長 環境課として登録頭数というのがきちんと全部登録されているという認識持っておられるんですか。

深井市民生活部次長 環境課といたしましては、年に1回ではございますけれども犬の予防接種のときにはがきを出しております。また新たに犬を買われた、譲ってもらった、そういう方も必ず環境課に登録していただいておりますので、犬の数というのはかなり正確な数字であろうというふうに思っております。

吉永美子分科会長 私が申し上げたいのはペットショップで買った場合にはまず登録はされるだろうというふうに認識しています。しかし例えば宇部の健康福祉センターとかで、私もそうでしたけど先月犬を保護いたしましたが、そういったときにそこで登録を市にしてくださいというふうに言ってもらうようにきちんとされていますか。

深井市民生活部次長 ペットショップには犬を買われた方には必ず市に登録してくださいというふうな声掛けをしていただくようお願いはしております。

吉永美子分科会長 答弁になっていませんが、県と連携していますかって申し上げているんです、保護した場合とか。

深井市民生活部次長 譲渡会で犬をもらわれた場合も必ず市に登録してもらうようお願いしております。

吉永美子分科会長 譲渡会じゃありません、県の宇部健康福祉センターですかね、あるじゃないですか。要はどれだけ登録を増やすかということですか。

よ。以前から申し上げているけど、登録していただくと3,000円も  
らえるでしょ。それに対して市が出している支出は少ないじゃないです  
か。収入を得るということ、何を出しているかっていうと、この犬は何  
番ですということをお願いしますよね、そういったことしかないわけじゃ  
ないですか、登録したときに。実質何十円でしょ。だから登録をいかに  
増やしていくか。登録してもらうことによって狂犬病の予防接種もして  
いくような流れができていきます。だから登録頭数を増やしていくとい  
うことを更に努力をしてほしいと私は思っているんですよ。そのことによ  
って、狂犬病の予防接種率も上がりますし、世界的にも絶滅してませ  
んからしていかなきゃいけない、法律でなっているでしょ。それも進め  
る、登録をすることによって狂犬病の予防接種もそうですけど、市の収  
入が上がるじゃないですか。今年間200万ぐらいでしょ。そこの収入  
が上がるわけでしょ。登録を増やすことによって、予防接種もする。だ  
からそこの収入をいかに取っていくかって、いろいろな政策でそうだと  
思うんですよ。いかに収入を得るかということ由市だって頑張らないと  
いけない。出すことばかり制するんじゃないで。登録することによっ  
てこういう衛生美化の向上という部分でも進んでいくわけですから。両  
方が進むわけじゃないですか。収入も増える、登録数が増えることによ  
って狂犬病の予防をする犬も増えていく。そういうところをもっとやっ  
てほしいと。だから県の宇部健康福祉センターにもらいにいったときと  
かに、登録してくださいっていうことをちゃんと紙かなんかで渡しても  
らうようにしているかどうかです。私は老犬だったからかもしれませんが  
けど、申し訳ないけどもらった記憶はありません。そこがきちんと連携  
されているのかなと思っていたものですから、こういうことは今お答え  
がないということは連携が薄いということですね。ちゃんと県の宇部健  
康福祉センターにこういう紙渡して市にしてくださいって言っています  
とかいう答えがないですね、今。だからそういう点もちゃんとやってく  
ださい、ペットショップだけじゃなくて。いいです、お答えが出ないよ  
うですから。私は老犬だったから言われなかったのかもしれませんが、  
県とどう連携しているんだろうと思ったからお聞きしたけど、即お答え  
が頂けなかったのも、その辺の認識が薄いなど申し訳ないけど思いまし  
た。

山田伸幸副分科会長 主要事業の犬・猫保護等関連事業です。これは以前から  
竜王山ではいろいろ問題になっていて、一般質問でも取り上げられたり

して、あそこの餌をやりに行っている人が花火を上げるとか、交通のコーンを置いて車が入れないようにするとか、いろいろ問題も起きたりしているんですが、根本的にはあそこに猫を捨てさせない、あるいは増やさないということも努力が市でも必要ではないかなと。今のままではどんどん増えていく一方だと思うんですが、その辺で何か環境課として抜本的な対策等考えておられるでしょうか。いかがでしょう。

深井市民生活部次長 この問題につきましては環境課といたしましては、猫を捨てないでくださいというような看板を設置したり、市広報でそういう行為を防止するような啓発をするぐらいのことしか方法がございません。また竜王山とかほかのところでもそうなんですけれども、野良猫に餌をやっている場所というのが都市計画課の管理している公園が非常に多くございますので、これから環境課と都市計画課とで連携をしながらその辺の猫を減らす方向で何らかの施策を考えていきたいというふうに思っております。

山田伸幸副分科会長 ならばほかの自治体で今やっているような避妊手術等こういった取組も市として必要ではないかと思うんですが、以前はそういう考えはお持ちでなかったんですけど、もうそろそろそういう方向に足を踏み出すべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

深井市民生活部次長 猫の避妊・去勢手術に対しての補助金というのは以前から一般質問でも頂いているところではございますけれども、回答でも申し上げておりますとおり、助成する考えというのは今のところはございません。避妊・去勢手術というのは不要な繁殖を防止するというところでは非常に有効な手段であるということは認識はしております。しかしながら手術することというのはその猫の体に傷を付けるということになります。例えば魚をくわえて逃げた猫をつかまえてそれをたたいたときには、動物虐待というふうに言われます。たたいたことで体に傷が付いてもその傷というのはやがては消えてしまいます。しかし手術によって付いた傷というのはその猫にとっては一生消えません。しかもその手術は人間のエゴによるものであるというふうに考えております。その手術によってその猫が糖尿病の発症とか肥満といったリスクが伴ってまいります。それなのに虐待と言われたいというのが私としては非常に不思議でたまりません。それが果たして本当に動物愛護なのかというところで

私は疑問を強く抱いているところでございます。この手術への助成というのは今のところ考えておりません。

杉本保喜委員　今の言葉は次長個人の意見ですか。言われることはよく分かりますよね。ところが現実面として猫によるダニによって、亡くなった方もいるという現実があるんですよね。7月ぐらいだったか、ニュースにもなりましたね。そういうようなところを見ると、動物愛護という言葉も分からんではないんだけど、小さい子どもとかお年寄りとかが猫により引っかかれて自分の命を亡くすということがないと言えない今の時代になっているわけですね。そういう中において犬は捕獲してもいい、猫は捕獲しちゃいけない。こういう今までの習性の中で現実面で見たとときに見直しが必要だと私は思うんですよね。現実には竜王山では猫の保護というけれども、一角を全部占拠されてしまっている、そして猫は自由にあちこちうろろして回っていると。あのオートキャンプ場の辺りまでもうろろしていているわけですね。そういう環境において今のままでは本当にいいのかなということを考えるわけですね。本当に抜本的に各公園においての小さな子どもなどが自由に遊べる環境づくりということを考えたときには、本当に考えなきゃいけないと思うんですよね。国の施策でこういうふうになっているというのであれば、むしろ市からでも見直しが必要なんだということを声を上げるべきだと思うんですけれど、どうなんですかね。今言われた言葉をああそうですかってとても受け止められる環境ではないと私は思っているんですけどね。

深井市民生活部次長　議員さんがおっしゃられるのはもっともだろうと思えますけれども、同じ言葉を繰り返すようになりますけれども、都市計画課と連携をして、また先ほど言いましたように市広報等を通じて猫を増やしていかないような方法というの情報提供していきたいというふうに考えておりますので、そういうところで今後、猫に対しての施策というのを進めていきたいと思っております。

杉本保喜委員　今私たちがやっているのは総合計画で、これから何年計画という先を見て今やっているわけですね。先を見るためには現実の打開策を考えなきゃいけないというような立場から見ると、そういう現状が今始まったことではない、随分前から一般質問からも出ているし、それから地域の人たちからも苦情は出ているという中において、やはり少しで



も解決するためには具体的な解決策を見付けていかなければいけない。その解決策を総合計画の中にも入れていかないと思うんですよ。そういうところから一步、二歩前を出て、具体的にどうするかと。例えば今山田委員から出ましたように下関市なんかは避妊手術のための補助金を出しているところもあるわけですよ。市町においては。だからそれが本当にいいのかどうかというのも市民に提案するとかいう方法もあると思うんですよ。だからただ検討、検討と言われるけれど、市民からしてみればいつまで検討を続けるんだという思いが現実にあるわけですよ。だからやはり市民会議を開くとか、何か一步、二歩進めるようなことをしなければいけないという時点に立っていると思うんですけどね、いかがですか。

湯淺環境課課長補佐 今地域猫という考え方がありまして、その中で野良猫に避妊手術をして、一生を全うさせようという考え方がかなり強くあります。その中には殺処分ゼロという方針を立てている自治体が多いということで、その辺がかなり難しい問題にはなってきていると思うんですよ。殺処分自体はずっと減ってきています。それを本当にゼロにできるのか、更に自分たちが飼っている猫に補助金を出す制度、あるいは野良猫を捕まえてそれに対して補助金を出す制度、それに対して皆さん意見が大きく分かれるところではないかなとは思っております。他の市の様子を見ても、議論が分かれて苦慮されているところが多いと伺っています。すぐに結論を出すのは、早急な対応はちょっと難しいかなと考えているのは現状ですね。確かにおっしゃることはよく分かるんですが、今ある猫がいるために、捨て猫が増える、それに対して殺処分もできずに猫を傷つける、補助金を出すということについてはもう少し議論が必要かなと考えております。

吉永美子分科会長 ここでもうね、止めていかないとおれです。いずれにしても竜王山のことは大問題になっていますので、これからじゃなくて、既に都市計画と協議をしているはずですよ。ちゃんとやってくださいね。観光に関係しますのでもお願いします。（3）はいいですね。（4）環境保全対策の推進ということで、ここはいかがですか。

松尾数則委員 再生可能エネルギー、太陽光・風力・水力ということですが、これは環境課が担当課と考えていいんですか。

深井市民生活部次長 これにつきましては庁内でどの課が担当というのは決ま  
ってはおりませんが、環境保全という観点からいくと、環境課が  
窓口になろうと思います。

松尾数則委員 担当課がどこになるのか分からないと、今後推進する方向も定  
まらないでしょ。

湯浅環境課課長補佐 再生可能エネルギーの普及啓発に対しては環境課が行い  
ます。実際に対してどこが補助を出すのかというのは事業によって変わ  
ってくると思っています。

杉本保喜委員 再生可能エネルギーの中でこの山陽小野田市を見るだけでも非  
常に太陽光発電施設があちこちに多くできています。ある場所では山林  
の雑木林を全部木を切ってしまうと、そこにパネルを敷くとかいうよう  
なことまで行われているんですよね。あれを見ると、本当に環境保全対  
策という中であのままでもいいのかなというふうに思うんですね。もう一  
つは防災ですよね。そういう山を裸の状態のままであると今のように非  
常に多い降雨の中で山は崩れるだろうと。そうすると今度はパネルが一  
緒に落ちて、今度はそのパネルが発電するので、非常に危険だという代  
物になっていく、そういうことを考えたときにやはり市として本当に環  
境保全というものをどういうふうに考えて、そして業者たちに認可して  
いくかということが、喫緊の問題だと捉えているんですけど、その辺り  
いかがですかね。

深井市民生活部次長 例えば太陽光発電でありましたら、この設置につきまし  
ては市は全くタッチしていないんです。全て申請書は県に出されています。  
県で審査をして国の基準に合致していれば認可されるということにな  
ります。おっしゃいますとおり、山林でそれを設置するとなりますと、  
当然それなりの樹木を伐採しなければならないと。それによって、災害  
が発生する危険性が高まってくるというのは私ども十分思っております  
ので。ほかの県におきましては太陽光発電等を設置してはならないとい  
うようなことを含めたガイドラインというのを設置しているところがご  
ざいます。ですので、山口県におきましてもまだガイドライン作成はさ  
れておりませんが、ガイドラインを作成するように働き掛けてい

きたいなというふうには思っております。

矢田松夫委員 今の次長の回答によると、普及というのはおかしいですね。

深井市民生活部次長 設置してはならないというようなことを含めたガイドラインを県に働き掛けていきたいというふうに申し上げまして、普及啓発という言葉が矛盾しているということじゃないかなと思いますけれども、ガイドラインの作成と言いましても、山林を開発してのものが全て悪いのかというと、非常に難しいところもあるかと思います。ただ太陽光発電だけではございませんで、風力であったり水力であったり、太陽光以外の部分の再生可能エネルギーもございますので、その辺りを普及していきたいなとは思っております。

矢田松夫委員 太陽光が現実どうなのかと、例えば百害あって一利なしということで、開発行為で許可証もなければもう勝手に景観を損ねたようなところに立てているのがこの市内の実態なんですよね。私のところも4, 100のパネルができたんです。それも地元で理解ちゅうだけなんです。行政は全然その中に入れない、入ることができない、条例も作っていないということでもありますので、物すごく景観も損なうし、さっき言われたように山林開発ですから風水害とか全然何もしていない、泥水が出るというような状況がずっと続いているんですよ。20年しか使われないと、20年使った後はそのまま放置していくというのが全国的な例があるわけなんです。これもNHKのニュースで言うぐらいですから、ここに太陽光の普及というんか、啓発は分かるんですけど、普及していくことがこの文字がいいのかどうなのか、さっき次長が言われたように悪いほうの啓発なら分かるよ。こういうことがありますよというのは分かるけど、普及を進めるというのはどうなんですかね。いいところないんです、これ。

湯浅環境課課長補佐 一時、太陽光発電をすればお金がもうかるということで、物すごい量の申請が国に提出されています。その後に金額を下げていって、どんどんある程度の目標に達したら、やめていくよというような計画ではあったかと思うんですが、いまだに続いておりまして、当初出された申請がまだ生きているというか、今頃工事に入っているところもありまして、かなり環境的に問題があるところも出ているのは認識してお

ります。今後太陽光発電については一時期ほどの加速度的な開発というのはなくなると見込んでおります。その代わり太陽にしる、風力にしる、水力にしる別の意味での有効活用というのはこれから必ずありますので、そういった面について情報を仕入れながら普及を進めていくというのが理想だと思っております。

杉本保喜委員 言われることは分かるんですけど、今県が認可してやっているという環境の中で、被害を被るのは市内に住んでいる人たち、地域住民なんですよ。そういうことを考えたときに県がやったことだからと言えない環境がこれからどんどん出てくると思うんですよ。だから早めに県に掛け合うなり、認可するならこちらにも話し合いをする機会を持つとか、そういうような手があると思いますので、是非その辺のところはやっていただきたいと思います。今のようにあちこちどうしてもこの南側は還元率がいいわけですよ。太陽光が北に比べると還元率がいいから、業者はこっちでどんどん作りたいわけですよ。けれど先ほどちょっと言いましたようにパネルの寿命というのは、今の時点では30年と言われてるんですよ。30年の頃はもうけが少ないからもうやめたってやられると、あそこはどうなるか、自明の理なんですよ。そういうことを考えたときにその被害を被るのは市内の人間たちなんだと、県ではないということなんですよ。そのことはやっぱりしっかり我々は考えていかなきゃいけないと思うんですよ。だから是非その辺りのところは早めに具体的な対策を講じていただきたいと思うんです。

城戸市民生活部長 今御議論いただいておりますのは、いわゆるメガソーラーといわれる大規模な太陽光発電施設ということで、これは市として関与するとすれば、例えば土地の形質を変えるとか、そういったところであれば開発許可であるとか、山林部分であれば林地開発の伐採許可とか、そういった部分しか今関わる部分がないんですけどね。今言われたことに関しては次長も答えましたように、県にもガイドラインの作成についての働き掛けとか、そういったことも積極的に市としては行っていきたいとは考えております。この項の環境保全対策というのはやはり一番のこの項目の要点は地球温暖化対策ということでございまして、太陽光も全てメガソーラーというわけではなくて、例えば今の電力消費量にしても一般家庭の電力消費というのはかなり大きいというところがございます。そういった意味で省エネの普及ということで、例えば家庭のほう

を太陽光発電の施設を設置していくとか、そういったことを含めての項ということで、やはりどうしても地球温暖化対策というのは、取り組む必要があるということで、そういった普及啓発にも努めてまいりたいという意味も含まれておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

山田伸幸副分科会長 温室効果ガス排出量の指標のところ、本庁、出先機関、市民病院及び水道局を掲げて削減に向かうということなんですが、環境課の所管としてここではどういうふうに、ただ単に結果の数値だけを取り上げていくのか、あるいは積極的な提案なども行っていくのか。その辺はどういう考えなのでしょうか。

深井市民生活部次長 関連する個別計画の中に第3次山陽小野田市率先実行計画というのがございます。この関係課が集まっていたきまして、これまで本庁ではこれだけのCO<sub>2</sub>を出している、環境事業課ではこれだけのCO<sub>2</sub>を出している。それぞれ施設ごとにこれまでの経過を報告いたしまして、更なるCO<sub>2</sub>削減についてお願いをしながら、またCO<sub>2</sub>削減について更なる取組は一体どういうものがあるのか、そういったものの意見を出し合っている会議がございますので、これを毎年続けていくながら、各課からアイデアを頂いて、その取組を進めていきたいというふうに思っております。

山田伸幸副分科会長 そういったアイデアの取りまとめ役を環境課が行うということによろしいのでしょうか。

深井市民生活部次長 環境課が行います。

山田伸幸副分科会長 それでは環境課として温室効果ガスの排出量削減に向けて、具体的にこのようにしていきたいとかいうものを持っているんですか、計画を。それが例えば企画や財政も通してこの施設をこのように改造を進めるとか、こういう施設を取り付けるとか、あるいはそういった排出量の多いものを排出量の少ないものに取り替えるとか、そういった具体的な実施計画まで踏み込んでいるのでしょうか。

深井市民生活部次長 お金の掛かることにつきましては大変申し訳ないんです

けども、この会議の中では出てはおりません。例えば環境事業課でありましたら焼却施設を改修いたしましたし、市民病院も改築をされまして、CO<sub>2</sub>の削減というのが大分進んでおりますように、施設を改修すれば当然それに伴ってCO<sub>2</sub>の排出量というのは減っていくわけですが、施設の改修につきましてもなかなか多額の金額が掛かりますので、この実行計画の中でそれを取り扱っているところではございません。ですので、これまで昼休み時間の消灯であったり、パソコンの電源を切るとか、紙をただ単に捨てるのではなくて再資源として別に集めて再利用するというようなアイデアを頂きながらそれを実行してきたところがございます。今後につきましても今出ているアイデアにつきましても実行しているところがございますが、今後更なる取組に向けて、各課からアイデアを募っているところではございます。

吉永美子分科会長 先ほど言われた第3次山陽小野田市率先実行計画ですよ、今年の3月策定、よろしいですね。それでは平成27年度が温室効果ガスの排出量は2万4,744トン、年と書いてあるけど、ここでなぜ4,000トンぐらいの差が出てしまうんですか。

深井市民生活部次長 市立大学が加わっております。

吉永美子分科会長 これには載っていなかったということですね。となると、先ほど出たそれぞれの機関で努力していただくわけでしょう。ということは山口東京理科大学でもこういうふうに行き計画を作って、していかれるということですか。それを見込んでいるんですかね。

縄田環境課環境保全係長 東京理科大については今薬学部が建設中ですが、そのときに高効率なLED化とか、そういった消費電力を伴わないものとか、そういったもので対応していただいでいて、理科大に含めてもこの第3次率先実行計画で計算をさせていただいております。

吉永美子分科会長 その大学も何パーセント削減という目標を持って、報告をしていただけるということですね。執行部に対して。

縄田環境課環境保全係長 そうです。

吉永美子分科会長 分かりました。

山田伸幸副分科会長 この対象施設には道路とかそういったものは含まれるんですかね。道路照明に水銀灯がかなりあって、排出につながっていくんじゃないかなと思うんですね。先ほども議論しましたが、LEDに切り替えていくということができるのであるのか、そもそも市道はこの中に含まれていないのか、その点はいかがでしょうか。

縄田環境課環境保全係長 市道の電気料等は含まれておりません。

吉永美子分科会長 理科大が入ってないと言われましたよね。これ私がちゃんと見てなくてあれでしたけど、計画の対象範囲は小中大学校等全ての出先機関、大学校が入っていますが。

縄田環境課環境保全係長 第3次計画から入れております。

吉永美子分科会長 これまでの推移の中には大学は入っていないけど、計画の中には入れますと。ただここで私はちょっと気になったのは、一部の指定管理施設は対象範囲に含まれませんと書いてあって、一部の指定管理の施設はこういった率先実行計画、エコ・オフィスプランに乗っかって、CO<sub>2</sub>を出さない取組をしてもらうように努力を投げ掛けないということですかね。一部の指定管理施設は除きますと、入りません、含まれませんとなっているんですよ。それもちょっと気に掛かってはいたんです。

縄田環境課環境保全係長 一部の指定管理というのでこちらに書いてありますように、公営競技事務所が主に入っていない施設になりますので、そちらについては公営競技事務所で多分計画を作られているとは思いますが。

吉永美子分科会長 どういう意味ですか。公営競技事務所及び一部の指定管理施設は対象範囲に含まれませんというのは、オートの中の施設のことはおっしゃっているんですか、これは。

湯浅環境課課長補佐 オートは包括的民間委託ということで、運営自体を包括で任せておりますので、その運営あるいは省エネの努力については任せている。もちろんうちからできるだけ節約というか、節電とかそういっ

た呼び掛けはしますが、この中には含まない。ほかの指定管理施設についても運営については指定管理者にお任せをしている。施設については当然市のものですから、今度新しくできる斎場等もそうですが、省エネの技術を入れてもらったり、できるだけ値引きの消費量を減らすようにという呼び掛けはしますが、この対象には含まないということです。

吉永美子分科会長　なぜ指定管理にしたら対象に入れないんですか。

湯浅環境課課長補佐　指定管理は基本的には運営自体を指定管理者にお任せしておりますので。

吉永美子分科会長　それは分かりますけど、あくまでも運営自体を管理をお願いしているわけで、そこにCO<sub>2</sub>削減をするのは当たり前ですから。そこに計画を立ててやってくださいと投げ掛けるのは当たり前じゃないですかね。

湯浅環境課課長補佐　もちろん呼び掛けはしますが、この率先実行の中には含まれていないということです。

吉永美子分科会長　今後指定管理を増やしていけば、そこはどんどん外れていくということですね。

湯浅環境課課長補佐　そういうことになります。

吉永美子分科会長　それでいいんですかね。おかしいなと思います。一応これで終わります。(4)はよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)最後、(5)環境監視体制の充実ございますか。

大井淳一郎委員　環境調査センターということで診断カルテを見ると、老朽化が進んでいるということで、先般JKAの補助を使って、分析機器の更新があったということは市の広報等で見たんですが、それ以外の施設、人間的なものも含めて課題が残されていると思うんですが、山口東京理科大学の活用も検討しているとのことなんですが、今方向性とすればこの環境調査センターは今後どうなっていくのかについてお答えください。



山下環境調査センター所長 調査センターが建ったのが昭和45年ということで建物は結構古いんですが、設計した業者さん呼んで話を聞くと、10年ぐらいは建物もちますよということで、一方、機械が結構高価なものが老朽化しまして、28年度、29年度と続けて高価な機械を更新しました。29年度はまだ入っていませんけど。10年以上は確実にもつと思います。一方で山口東京理科大学の教授と連絡取って、相互に協力できるかどうかということは今検討中です。

吉永美子分科会長 よろしいですか。それではないようですので、この基本施策15については終わりたいと思います。ここで職員の方も少し替わりますし、45分まで休憩いたします。

---

午後2時38分 休憩

---

---

午後2時45分 再開

---

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして民生福祉分科会を再開いたします。では次に基本施策14、自然環境の保全というところで民生福祉分科会の所管の部分について審査をいたします。執行部からの説明をお願いいたします。

深井市民生活部次長 それでは基本施策14番自然環境の保全でございます。まず基本方針でございますが、この中には他課が所管するものも含まれておりますけれども、一応全て読み上げさせていただきます。自然と人との調和を基本に、ふるさとの森林・農地や海・河川などが育む生態系を守るため、市民とともに環境保全意識の高揚に努め、市民との協働により自然環境の保全を推進します。

目標指標につきましては、他課が所管するものでございますので、飛ばさせていただきます。

現状と課題につきましては、黒丸が三つございますけれども、一番上のみでございます。自然環境は一度壊れると回復するのに長い期間を要すること、自然環境が人の生活に有形無形の恵みをもたらしていることなどについて、環境学習や体験の機会の充実を通じて理解や認識を深め、市民の自然環境に対する保全意識の高揚を図ることが重要です。

続いて51ページの基本事業でございます。基本事業につきましては

(1) から (4) までございますが、(2) と (3) は他課の所管でございますので、(1) と (4) のみ御説明いたします。まず (1) 環境保全意識の醸成、市民に対して自然を体験することや環境を学習する機会を通じて、環境保全意識の醸成を推進します。評価指標といたしまして環境展参加者数を挙げております。これは環境展当日の来場者あるいは緑のカーテンやポスターの作成など、これに関わる人数が多数となるためでございます。平成28年度には600人の参加をいただいておりますので、最低でもこの人数を維持していきたいというふうに考えております。主要事業は水辺の教室開催事業でございます。これは20組40人の親子に、実際に小川に入ってそこに生息する水生生物の調査や水質検査などを体験していただいております。これは夏休み中に実施しております。次の環境展開催事業でございますが、これは6月5日の環境の日に併せまして直近の日曜日にサンパークにおいて開催しております。内容は、洗剤を使わなくても食器が洗えるエコたわしの展示や無料配布、自転車を使用した人力発電による省エネ家電の重要性を体験、水質分析体験、環境保全クイズ、緑のカーテンの写真や環境保全をテーマとしたポスターの展示などを行っております。これらの体験あるいは参加することによりまして自然保護・環境保全について考えていただきたいと思っております。

次のページに移りまして(4)海・河川環境の保全でございます。海・河川等の環境保全を図るため、地域住民やボランティア団体等と協力しながら環境美化活動に取り組みます。評価指標といたしまして、清掃活動参加者数としております。これはボランティア意識の醸成及び習慣化させることで環境保全意識の高揚を図り、年々増加していくように努めてまいりたいと考えております。主要事業につきましては河川海岸保全事業でございます。市民参加によりまして河川の草刈りあるいは海岸の漂着物等の清掃を実施しておるところでございます。平成28年度では8か所で実施しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の皆様の御質疑また御意見等伺いたいと思っております。最初に基本方針についていかがでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは次に目標指標を飛ばしまして、現状と課題の一番上、これが私どもの所管でございます。

山田伸幸副分科会長 先ほど竜王山のことで猫の問題が出ましたが、あそこま

で頭数が増えていきますと、自然環境に対する破壊ということも私は考えています。というのもあの猫たちがもともと竜王山にいる動植物に対してかなり影響も与えております。実際に猫がほかの動物を荒らすということも聞いておりますし、タヌキが被害に遭っているというのも見えております。またふん尿等が山野草等にどういう影響を与えているかというのでも全く調査したことありませんので、今までにいなかったはずの動物がそこで大量に生息するということは、かなり環境面で悪影響を及ぼしているのではないかということも想像するわけですが、その辺のことについては矛盾はないのでしょうか。

深井市民生活部次長 今おっしゃいましたとおり、もともといなかった生き物がそこにいるということはその自然環境に悪影響を及ぼすということは十分理解できます。これにつきましてももともといなかった猫が竜王山に生息するというところで、植物であったり動物であったり、何らかの影響は当然に受けているだろうとは思いますが、まだその調査をやったことがございません。これも都市計画課と連携を取りながら、こういった施策を進めていけばいいのか、その協議をしていきたいというふうに考えます。

山田伸幸副分科会長 竜王山では自然環境保護のためにいろいろな活動がされておりますし、またその自然環境をめぐる活動も様々行われています。私自身も山野草のウォッチングだとか、ヒメボタルの観察会等よくやっておりますし、そういった中でその大切さというのを非常に身にしみて分かっているだけに、猫の問題がほとんど放置の状態で行われていることに非常に違和感を持たざるを得ません。都市計との連携というふうに言われるんですが、これはもうそういった連携で済む話にはなっていないというふうに思っています。市全体を挙げて、観光面での影響にもつながっていくんじゃないか。瀬戸内海の豊島でしたかね、猫が大量にいることで外国からもたくさんお客さんが来る。そこはそういうことでやっていこうということで、いろんな人が協力をしてそういうふうになっているんですね。ところが竜王山ではそうではない。猫は愛玩している人と、そうでない人との間でもいさかきもあつたりします。その辺で市がもっと積極的にこの問題について関わらないと、自然環境保護ということ声を高く叫んでもむなしくなるだけだと私は思っていますが、本当にどこまでやる気を持って、竜王山の自然環境保護ということを考えて

いかれるのか、その辺の思いを是非語っていただきたいと思います。

深井市民生活部次長 竜王山に限らず市内全域について環境保全を考えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。議員さんがおっしゃるとおり、特に竜王山もその中の一つということで、当然に考えていかなければならないとは思いますが。先ほど都市計画課と連携してと申しましたけれども、まずは公園を管理するのが都市計画でございますので、取りあえずはそこと協議をしまして、関係課との協議も必要であればまた関係する課を含めて施策について協議を進めていけたらというふうに思っております。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）基本事業（１）環境保全意識の醸成につきましてはいかがでしょう。

杉本保喜委員 環境展の参加者数が現状が600人、33年度も600人と、数値が変わらないという大きな理由は説明の中にありましたように体験型の環境の日に実施しているということで、もろもろの準備等もあって、600というのは一杯かなというふうに感じられるんですけど、それをもう少し回数を1回を2回にするとかいうことで、裾野を広げるといような施策にはならないんでしょうか。

深井市民生活部次長 環境展につきましては、先ほど御説明いたしましたように6月5日の環境の日に併せて直近の日曜日に年1回ほど行っておるところでございます。環境課といたしましては、まだほかにも動物愛護というのが9月、10月の2か月間を動物愛護の強化期間として国が定めておりますので、その中でまたそれなりの行事もしなければならぬ、環境展を年に数回やるというのも、確かにいいことだとは思いますが、それが可能かどうかということにはちょっと課の中で協議をさせていただきたいと思っております。

山田伸幸副分科会長 環境保全意識の醸成を推進するという大目的が掲げられているにしては、環境展というのが私はちょっと寂しいというか、もっと違う事業があるような気がするんですよね。本当に全世界規模で先ほどの地球温暖化ではありませんけど、そういった中で地球環境のことを考えるような壮大な催しというか、企画が今必要になってきているんで

はないかなと思うんですが、この環境展というのが先ほど説明聞きましたけど、何か魅力に乏しい、行ってみようかなという気にはなかなかならないようなそういう企画としか映らないんですが、もっとほかに何か他市の例に倣ってみるとか、その辺での検討はされていないんでしょうか。

深井市民生活部次長 この環境展というのがですね、環境に関わる団体、動物愛護団体、そういったところの御協力を多分にいただきながら、開催している事業でございます。また市の予算も非常に少ない事業でございますので、予算が少ない中で関係する他の団体の協力をいただきながら、今やっているのが精一杯というところでございますので、その点御理解いただければと思います。

吉永美子分科会長 今回は催事場じゃなかったんですね。狭くなったみたいですが、29年度は何人だったんですか。

縄田環境課環境保全係長 本年度については若干場所もスペースがなかったということで、こちらの人数であれば550で、場所がサンパークの2階のモールブリッジ周辺ということで、外から上がってこれる階段を入ったところになります。以前はエコカーなど持ってきてエコカーの推進とかもありましたが、どうしても催事場でしますと動線がつかないということで、来場者もほかのところに逃げたりしますので、なかなか催事場だけでやらなければちょっと集客も入らないし、途中で動線がつかないということもあります。ですので、もう少し催事場の中でいろいろできる企画をこちらとしては毎年考えております。ちょっと話は変わるんですけど、先ほどほかの事業ということで地球温暖化で年12回ほど各公民館とか学校に講演をしております。環境展と併せて地球温暖化についてということもさせていただいております。

吉永美子分科会長 先ほどの御報告を聞いていると、緑のカーテンに取り組んだ人とか、要は環境展に足を運んできた人の人数じゃないんですよ、それプラスになっているんですね。実態はもっと少ないんですね、来られている方は。環境展を見に二日間来られている方が少ないですね。だからそのところ幾ら後ろから押し上げてくれる人が仮に今後200人来たって、来る人が300人だったら結局は500とか、極端な話ですけどね、なってしまうのでできればこれは足を運んでくれた人が出す

べきだと思いますし、また今言われた最低でも維持したいと言われるけど、目標というのは少しでも伸ばしていこう、そのためには何をするのか、いかに足を運んでもらうかということを考えていかないといけないですよ。緑のカーテンとかで取り組んだ人たちも入れていってしまうと、純粋な環境展に来た人と人数は違うので、本来は環境展を出すのであれば環境展に来た人を出すべきだと思いますし、その人数をいかに増やしていくか、小学校、中学校にももちろん投げ掛けてはおられるとは思いますが、子どもたちが来やすいようにすることとか、今回は狭くなっちゃったけど早いうちから分かっていると思うので、早いうちにサンパークさんと連携して場所取りをしていただけたら。ましてやこれ、たしかたですよね。市が借りるとき。

縄田環境課環境保全係長 使用料は支払っております。

吉永美子分科会長 申し訳ない、無料と思っていました。いずれにしても早いうちに少しでも安くしてもらっているんじゃないですか。

縄田環境課環境保全係長 ほかの団体に比べては安いです。ただちょっとサンパークさんにもお願いはしておるんですが、6月が環境月間になるんですが、水道月間でも同じようになりますので、水道局も水道展をされているとか、いろいろな団体が結構使われておられますので、あそこの催事場にとというのはなかなか難しいので、時期ということも考えていかないといけないのかなとは思っています。

吉永美子分科会長 御理解得られながら努力をしていっていただきたいというふうに思います。(1)についてはいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)よければ(4)に行きたいと思いますが。海・河川環境の保全、これはいかがでしょう。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。ないようですから基本施策14については終わりたいと思います。最後、施策20の(1)ですね。それでは執行部、御説明をお願いします。

深井市民生活部次長 それでは基本施策20番の水道の安定供給と下水道の充実でございます。ここで環境課が所管するのは、基本事業の(1)の中にあります主要事業の簡易水道事業でございます。簡易水道事業は上水道が整備されていない2地区について簡易水道を整備しまして、水道局

に維持管理を委託しているものでございます。

吉永美子分科会長 御説明がありましたこの（１）安全で安心な水の供給の簡易水道事業が民生福祉分科会の所管だそうです。このことについて委員の皆さんから御質疑又は御意見ありますか。

松尾数則委員 いろいろ話があったのは、水を取りに行かれるということが結構あるんですよ、うちの地域では。例えば湯の峠とか水がおいしいからと言うんで水を取りに行かれている。湧き水なんですけど。そういうのは基本的にはこの範ちゅうには入ってない、不適合率とかそういうのは入っていないのかなと、その辺ちょっと聞きたいんですが。

深井市民生活部次長 水を取りに行かれるというのはその方の意思で取りに行かれているということだろうと思います。その水を取りに行っておられる方の家に必ずしも上水道なり簡易水道なりが整備されていないとは私は思っていません。ですので、そこについては市としてはタッチするところではないのかなとは思っています。

松尾数則委員 上水も簡易水道も通っていない地域、ほんの一部、99.何%ですからね、水は。だからほとんどいらっしゃらないけど、いらっしゃるのは事実なんですね。市民ですよ、だから。山陽小野田市民で上水も簡易水道も通っていない。安心安全な水を供給すべきなのに通っていないことに関して基本的にはそういった内容の不適合検査とか行って、不適合とかそういうところはないのかということ。

深井市民生活部次長 一般質問にもありましたけれども、上水道も簡易水道も整備されていないところ、飲用井戸を設置しておられるところでよろしいですかね。そういうところにつきましては、今飲用井戸の設置あるいは施設の修理につきましては補助金を出そうということで、今計画を進めているところでございます。これにつきましては条例の整備でありましたり、要綱の制定とかいろんな手続を踏んでいかないといけませんので、今準備を進めているところではございます。

松尾数則委員 私が言いたかったのはそういうことではなくて、市民が飲む水が安全かどうか、それを管理しないのかと聞いているわけです。だから

そういった形で上水でもない、簡易水道でもない、そういうのが通っていない人の飲む水が安全かどうか確認はしないのかと聞いているんです。

深井市民生活部次長 それは考えておりません。

杉本保喜委員 簡易水道として今対象になっているのは市内に何箇所あって、年に何回これを定期的にやるというようなことにしているのでしょうか。

深井市民生活部次長 箇所数につきましては2か所ございます。西山・鋳物師屋地区、それと平原・片尾畑地区の2か所でございます。この管理運営につきましては先ほど申しましたように水道局に委託しておりますので、水質検査等につきましては全て水道局で実施していただいております。

杉本保喜委員 ということは、環境では年に何回やっているかということ等については知らないということですかね。

深井市民生活部次長 年に1回実施しているというのは聞いております。

矢田松夫委員 毎日点検されるのは日に2回ぐらい私の家の前を通っていかれるのはよく見るんですけどね、この西山・鋳物師屋簡易水道が何年ぐらいいもつんですかね。かなり腐食しているとか、水害で過去流されたということもあったんですけどね。停電になると機械が止まるので、濁った水が出るんですけどね。それは水道局といえばそうなんですけど、ここに簡易水道事業というのがありますので、どうなんですかね。耐久性というのは。

深井市民生活部次長 大変申し訳ございません。耐久性については水道局に確認を取っておりますので、確認を取ってみたいと思います。

矢田松夫委員 ここの基本計画についての簡易水道事業というのは何をしますかね。2か所あるということだけですか。場所があるということ以外に何かあるんですかね。

深井市民生活部次長 この計画に挙げておりますのは、2か所の簡易水道事業



に対して水質の維持や設備の維持、そういったものを今後続けていくということでございます。

矢田松夫委員 それは水道局がやるんでしょ、その二つについては。そっちは何をするんかってそれを聞きたいんです。

深井市民生活部次長 実際にそういった維持管理を行うのは水道局でございますけれども、環境課から水道局にそれをお願いしておりますので、この計画に挙げているところでございます。

松尾数則委員 ここでうたってある安全でおいしい水の給水を確保する、これ役目果たしているの、環境課辺り。今の発言からすると。

深井市民生活部次長 環境課といたしましては、委託料を支払っている程度にすぎません。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で環境課関連を終わりたいと思います。入替えのため休憩を取ります。3時20分から始めます。

---

午後3時13分 休憩

---

---

午後3時20分 再開

---

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして民生福祉分科会を再開いたします。途中でありました基本施策11、消費者の保護と意識啓発の現状と課題から質疑、意見等をお伺いしたいと思います。委員の皆さんございますか。40ページ、現状と課題でございます。

大井淳一朗委員 主にここでは高齢者の被害について取り上げられておりますが、文章を見ると未成年者の被害額が高額化しているということがありますが、実際に未成年者からの相談というのがあるということで書かれていると思うんですが、実際に具体的にどういった相談内容があるのか、それに対する対策はどのように取られているのかについてお答えください。

亀崎生活安全課課長補佐 未成年者の被害なんですけれども、ゲーム機の課金が今は落ち着いているんですけれども、平成27年度約30万円の被害、子どもさんが勝手に両親のクレジットカード、登録をされておられたんですけれども、それを使って知らぬ間に30万円になっていたということで、こちらに御相談がありまして、それはゲームの会社側と交渉、あっせんなどをして解決した事案だと思うんですけれども、その後、各小中学校の校長会、教育委員会で毎月校長会を開催しておられますので、それに出向いて注意喚起を行ったところです。最近はゲームによる課金の相談は入っていない状況です。

大井淳一郎委員 課金以外はどういった被害があったんでしょうか。もうないんですかね、それ以外は。ほかにもインターネット関係があると思うんですけどね。

亀崎生活安全課課長補佐 20歳未満の方の相談はあまり全体としては少ないんですけれども、インターネットでの通信販売で、例えば1回の商品の契約と違っていたら、3回とか5回とかの契約になって、携帯電話とかで契約されるので分かりにくくて、そういった相談などが入っております。それは高額ではないんですけど、内容が多い状況です。

大井淳一郎委員 ここから先は要望になりますけど、そういった事案がある以上は、校長会にとどまらず、実際に何らかの形で可能ならば消費生活センターが小学校に出向いてそうした消費者の教育をすべきだと思いますが、そういった考えはありますか。

亀崎生活安全課課長補佐 学校教育課が開催されておられます出前講座で消費者教育も掲載させていただいております。昨年度は2回出前講座に参加した次第です。今後も今委員さんが言われたようにいろんなところで注意喚起などをしてまいりたいと思っております。

山田伸幸副分科会長 消費生活センターというのがあるんですが、これが非常に分かりにくいというふうに思っているんですけど、本当に市民が市役所に来ればぱっと相談に来れるようなそういう場所の明示が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 確かに言われるとおりになんですけれども、一応案内板のところに生活安全課と消費生活センターの名前を掲げてはいるんですけれども、もうちょっと分かりやすいように、いろんな面でまたこれも周知などが必要なのかなと思っております。

山田伸幸副分科会長 機能面のことなんですけど、体制的には4人だったですかね、それで様々な消費生活に係る相談が来ると思うんです。特に私なんか地域でよく住民の方から昼間お年寄りが一人のところを狙い撃ちするようにして、いろんな訪問販売だとか、最近増えているのが点検をする。下水の点検だとか水周りの点検、テレビコマーシャルでもやっていますよね。ああいった形、それとかガス器具とかいろいろあれこれ理屈を付けて上がり込んで、そういう簡単な点検をして寸借詐欺ではないんですが、3,000円とか5,000円を取っていくというふうなのを随分あると思うんですけれども、そういったことに対して効果的な防御策が必要だと思うんですが、今センターでどのような対策を講じられているのか、そういったものに対してですね。特にお年寄りの一人住まい若しくは中間独居そういったところが狙われているというのが実態としてあるんですが、その点での対策はいかがでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 高齢者で独居の方など、なかなかすぐ相談される方がいらっしゃらない方は結構いらっしゃるのではないかなと思っております。今行っているのが包括支援センターにはケアマネジャー、あと民生委員さんの会議のときに出向かせていただきまして、消費生活センターの周知と、こういったことに気を付けてくださいという注意喚起などをさせていただいております。あと消費生活センターで行っていることで、平成27年度からこれは訪問販売ではなくて、電話勧誘によるものなんですけれども、通話録音装置の貸出しを行っております。この通話録音装置の設置をされた方は悪質な勧誘などは一切なくなったという話を聞いておりますので、とても有効なものだと考えております。この貸出しも今後も進めてまいりたいと考えております。

山田伸幸副分科会長 私の自治会でもそれを付けられた方は被害が恐らくないだろうというふうに思われています。問題はそのこと自体が非常にまだマイナーな存在ではないかなと思っております。お年寄りの皆さん

に対する普及啓発という意味でも、もっと分かりやすい形にできないものだろうか、その点はいかがでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 分かりやすくというのが一番大切なところだとは思いますが。広報紙などにも掲載をさせていただいているんですけども、なかなか分かりにくいということで、出前講座とか先ほども言いましたような会議の中での紹介、見守る方、民生委員さんやケアマネジャー、包括支援員の方で特に見守りが必要なのではないかなという方に声掛けをしていただいて、通話録音装置を設置してみませんかという声掛けをお願いしているところです。今後も貸出しの普及啓発については推進してまいりたいと思っております。

山田伸幸副分科会長 特にこれからの季節なんですね。11月の末から12月、非常に多くなってきますので、広報というのはなかなか目に留まりにくい。回覧とかそういった形で出していただかないとお年寄りの皆さんには目に留まらないのではないかなと思っているんですけど、もう既に12月1日号終わっていると思うんですが、12月15日号ではもう遅いかなとも思ったりしますけれど、そういったことが是非されるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 12月1日号の広報に消費問題の件を掲載しております。ビラと一緒に広報は配ることができないので、今回は広報活動という形で掲示させていただいております。

大井淳一郎委員 これどこで見たのか忘れましたが、受話器をぼこっと取ったらぴょんと人間が出てきて、「その電話大丈夫ですか」とか出てくる分を見たんですが、ああいうのはうちでやっているんですかね。もしやっているんなら配布状況とかについて。

亀崎生活安全課課長補佐 前回吉永議員さんが議会でおっしゃられたので調べてみたんですけど、予算的なものがありまして今すぐの購入には至っていない状況なんですけれども、こういったものも踏まえながら予算要求などしてまいりたいと思います。

吉永美子分科会長 現状と課題という部分ではいいでしょうか。（「はい」と

呼ぶ者あり) 基本事業(1) 消費者安全の確保と消費者教育の推進というのですが、ここの部分はいかがでしょう。

大井淳一郎委員 消費者団体の育成ということで、消費者の会は従来から懸命にやっておられますが、なかなか構成員の高齢化もありますので、今後そうした消費者の会以外も含めて、消費者団体の育成についてどのように原課が考えておられるのかについてお答えください。

亀崎生活安全課課長補佐 山陽小野田消費者の会の団体の事務局をしております、ほかの団体というのは今のところ考えてはいないんですけれども、確かに山陽小野田消費者の会、会員数は88名なんですけれども、やはり高齢化が進んでおりました、前回広報紙にも会員になりませんかということで消費者の会が記事を出されたこともあるんですけれども、なかなか集まらないというのが現状なんですけれども、こちらの事務局としましてもいろんなところでこういった消費者の会の活動や紹介などをしてみたいと考えております。

大井淳一郎委員 団体の育成はそれでいいんですが、先ほど言われたように見守りネットワークを活用する中で同じような効果を生んでいくことも多分視野に入れられていると思うので、今後そうしていただきたいと思えます。

吉永美子分科会長 要望ですね。ほかにはよろしいですね。それでは(2) 消費生活相談体制の充実についていかがでしょう。

山田伸幸副分科会長 消費者相談員の配置というふうになっているんですが、これはどれぐらいの人数おられるんでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 消費者相談員は現在1名、任期付職員です。兼務で職員があと3名おります。職員も消費者相談員の資格を取れるように今勉強をしているところでございます。

山田伸幸副分科会長 消費者トラブルというのはこういうふうに言っていかが分らないんですけど、多重債務相談ですね。こういったこと私もかつてはたくさん受けたんですけど、最近ほとんどなくなりました。ただテ

テレビで多重債務の相談を受けますよという弁護士が詐欺行為を働いていたというのがあって、非常に問題になって、テレビコマーシャルもぴたっとやんだんですが、そうはいってもそういうことをされるプロと言いますか、おられるんですけど非常に問題も多く発生しているということで、山陽小野田市の今の法律相談でこういった多重債務相談が来ているのかどうなのか、その点はいかがでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 消費生活センターでも年に何件か多重債務の御相談に来られます。消費生活センターに来られた場合は、まずは幾ら借金があるのか、取引履歴などを取り寄せて、まず今の状況を確認してもらるところから行っております。あとは現在の収入だとか全部洗いざらしにさせていただいて、それから法律専門家につなげるようにしております。先ほども言われたようにテレビでコマーシャルなどをされている弁護士、司法書士は県外から電話相談によるものになりますので、こちらの消費生活センターや生活安全課では司法書士会、弁護士会とかに所属されている会員の一覧をお見せするなどして法律相談を勧めている。また法テラスなどを紹介しております。

大井淳一郎委員 債務整理する段階で取引履歴とかをそちらでやられるということですか。センターがどこまでやるかですね。つなげるのはいいんだけど、そこから先はこの司法書士に行ってください、弁護士に行ってくださいってほんと突き放すのではなかなか難しいと思うんですよね。大事なのはそうした今あんまり過払いの分はなくなってきているけど、そういったところに弁護士あるいは司法書士が連絡を入れることで、取立ての請求が止まるというところが大事なんで、もうちょっとこの法律の専門家につなげるのが丁寧でないといけないと思うのですが、現状はいかがでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 相談者の収入にもよるんですけども、法テラスでは収入が一定以下の方であれば無料の法律相談が受けられますので、それが受けられそうであれば、すぐ消費生活センターから電話をしまして、つなげるということもしております。

大井淳一郎委員 今法テラス以外に消費生活センターと弁護士とか司法書士と提携とか取れているんですかね。特定の紹介というのは難しいかもしれ

んが。そういったつなげるラインというのはしっかりされているんですかね。そこは見えないんですけど。法律の専門家につなげるやり方ですよ。

亀崎生活安全課課長補佐 連携といたしますか、生活安全課で月に1度司法書士と弁護士の法律相談を開催しております。まずは無料の法律相談を受けていただくことなどを紹介しておりますので、この先生にというような形では御紹介はしておりません。

杉本保喜委員 消費生活相談体制の充実という言葉の中でお尋ねするんですが、「消費者相談員の配置や相談員の研修等を通じて消費者相談体制の充実を図ります」とうたっているんですね。今お話を聞くと現在1名の職員が相談員として対応しているということなんですけれど、この本計画の中ではどういう体制を理想としておられるのかお尋ねします。

亀崎生活安全課課長補佐 現在消費者相談員は1名なんですけれども、1名だけでは相談員は足りませんので、職員もいろんな機会があれば研修に行きまして実際に消費生活相談も受けております。相談員にアドバイスを受けたり、また県の消費生活センターに助言を頂きながら相談をしているところです。

杉本保喜委員 その努力の現状は分かるんですけど、将来的には相談員は何人体制が望ましいというふうに考えているのかということをお教えください。

吉村生活安全課長 相談員については確かに多いほうがいいんですけども、今の相談件数からいきますと1名でいけると思っております。ただ先ほども言いましたように啓発等を進めていくとなると相談業務プラス啓発、そして出前講座とかをするのであれば、より多くの相談員がおったほうがいいにこしたことはないんですけど、現時点では1名であとは補助する形で職員が補佐をしていくというふうに考えております。

矢田松夫委員 この助言率、助言ですね。先ほどの大井議員との関連ですけど、結局相談に来られて去年が420件、420人とした場合、チラシとかパンフレット渡して、法テラスを含めたこういうところに相談し

なさいよという助言ですよ。問題解決じゃないんですよ。そういうことでしょ、助言というのは。ほんと言うたら問題解決した件数が本当に市民が安心・安全じゃないけど、助かるよりどころ、駆け込み寺というかね、そういうところが今の生活安全課本来の仕事だろうと思うんですけど、パンフレットやチラシを渡してそこに行きなさいよというこの助言で終わっているんじゃないかという気がしないことはないんですが、どうなんですか実態は。

亀崎生活安全課課長補佐 平成28年度なんですけれども、消費生活相談で電話による相談が239件と69%を占めております。一方、来庁された方は101件で29%です。電話での相談になりますと詳しい契約書面とかもありませんので、そういった場合は消費生活センターにお越しくください、又はそういった書面を見せてくださいということをお願いしております。その結果、あっせんが46件しております。13.4%です。ですからあっせんというのは基本来庁された方に限るようになりますので、大体全国の平均のあっせんが10%ぐらいですので、山陽小野田市ではあっせんを多く行っているのではないかと考えております。

大井淳一郎委員 あっせんの中身ですよ。チラシを渡すだけじゃあっせんとも言えないですよ。単なる情報提供ですからね。だから法テラスだったら先ほど言われたように直接電話して何時に行ってくださいぐらいは、行くのは本人ですけどね、そういうところまでちゃんとしないとあっせんにならないのではないかな。特定の司法書士や弁護士はなかなか紹介しにくいとは思いますが、司法書士会や弁護士会宇部支部がありますからね、そういったところにつなげるぐらいはされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 あっせんというのは直接相手の業者さんに連絡をして相談者の言い分、業者さんの言い分を両方聞いて間に入るというのがあっせんになりますので、チラシなどを渡すのは情報提供などになると思いますので、あっせんは実際に間に入るということになります。

大井淳一郎委員 勘違いしました。法テラスとかに連絡するというのはこの中でどれぐらいですか。法テラスといった専門機関につなげる件数は、比率はどれぐらいですか。



亀崎生活安全課課長補佐 他機関紹介が12件、全体の3.4%、4%弱ぐらいになります。

吉永美子分科会長 助言率ということは例えばこういうふうにしたらいいですよというのは、幾らでも言えるというか、うちでは受け付けませんと言っただけ助言にならない、こういうふうにしたらって言ったら助言ということになるから、助言しないということがあり得ますか。100%を維持していくってこれからいろんな消費者の問題についても複雑なことも出てくると思うので、勉強を常にしていけないといけないだろうなというのは理解するんですよ。だけど、相談があったときにそれなりに情報を得てたり、知識を得てたりするわけですから、ここにこうしてこうしたらどうですかとかいう助言ができないケースというのがあり得るのかなというふうに思って、100%にならないということが逆にあるのかなと思うんですけど、ここは苦勞されて100%に持っていつているんであって、聞いてこうですよということをしているだけではないという、その辺の100にしたというところの強い思いを出してもらいたいです。

亀崎生活安全課課長補佐 消費生活センターに寄せられた相談の中で助言に終わってしまうものももちろんあるんですけども、助言でも例えばこういったことにも気を付けてくださいということをして今後消費生活トラブルに遭わないようなことまで助言をしております。先ほども言われたんですけども、消費生活相談の範囲外の相談もあります。例えば事業者からの相談、消費者からの相談を受けるところが消費生活センターですので、これは範囲外になるんですけども、範囲外であっても例えば情報提供、法律専門家への情報提供など、法テラスなどを紹介させていただいたりしておりますので、それで100%、現在も100%なんですけれども、今後も100%にしていきたいという思いで、指標を決めさせていただきました。

吉村生活安全課長 助言でという言葉だけではあれなんですけど、相談に来られた方には何らかの解決策を見つけてあげて、それでその方が納得して帰っていただけるという状態まで持つていくのを目指しておりますので、この助言というのがただ単にチラシを渡したら、はい終わりよというも

のではなくて、親身になってまず話を聞くことから消費生活の問題というのはまず話を聞かないといけませんので、話を聞いて、その中でよりよい方法を見つけ出してそれにつなげてあげる、助言についても結果的には法に関することについては相談員おりますけど、相談員の範ちゅうを越えてしまいますので、そういう法関係に係るものについては法律家に相談するしか方法はないので、それはそういう気持ちで対応しているということで御理解いただければと思います。

吉永美子分科会長 例えバリコールのなことというのはしてはいけないんですか。「それからどうですか、大丈夫ですか」ということはすべきではないんですかね。

亀崎生活安全課課長補佐 助言であってもその後、どうなりましたかというのは連絡を全てしております。ただ連絡をしても連絡が付かないケースもかなりありますので、全部が全部把握はできないんですけれども、全て1回では終わりではなくて、次どうなったかというのは必ず確認するようにはしております。

吉永美子分科会長 そうするとその中で解決したものも分かると。だから解決率とかがってというのが挙がってくるということですね。

亀崎生活安全課課長補佐 そのとおりでございます。

大井淳一郎委員 それであれば解決率は出ていますね。何パーセントぐらいですか。もちろん完璧じゃないですけどね、連絡付かなかっただら。むしろそういったものを指標とすべきではないかと、空家と同じことが言えるんですけど。

亀崎生活安全課課長補佐 解決件数ということで把握はしておりませんで、被害の回復件数、実際の回復したものは28年度で63件確認をしております。

吉永美子分科会長 何パーセントですかね。

亀崎生活安全課課長補佐 18.3%です。

大井淳一郎委員 繰り返しになりますが、解決件数という表現が不適切だったとしても、今の回復件数という形で出されたほうが実態になる。それができれば完全に回復する方向に持っていくという意味でむしろはつきり出てくるかなと思うんですよね。助言率っていうのはさっきからあるように100%だからいいってもんでもないんじゃないかなと思うんですけどね。そこはいかがですか。

吉村生活安全課長 回復件数という件数の出し方もあると思うんですけど、やはり指標自体が出しにくいというのが現状であります。指標自体が出しにくい状態で考えた上で相談件数という形で、相談件数が増えればいい、回復件数が減ればいい、増えればいいという単純に増減だけの問題ではないので、その辺を考えまして、今回は助言率で100%実施していくという方法をとらせていただいております。

恒松恵子委員 高額商品の契約等は気が小さい方がされると思うんですけれども、消費生活センターではクーリングオフ、いわゆる解約、業者への連絡はしていただけるんですか。連絡についてはやはり本人が行うべきものなんですか。

亀崎生活安全課課長補佐 特に高齢者や判断能力の衰えた方につきましては、こちらの消費生活センターから業者に連絡はしております。ただ電話だけの相談ではこちらでも詳しい契約書類などが分かりませんので、まずは来られない方は自宅に伺う場合もあります。そういった方につきましてはセンターから連絡をするようにしております。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか、基本施策11。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは最後です。基本施策40、市政への市民参画の推進というところで民生福祉分科会に関連するところを行いたいと思います。

吉村生活安全課長 基本施策40、市政への市民参画の推進。134ページ、135ページをお開きください。基本方針、開かれた市政を推進するため、行政情報を積極的に発信するとともに市民の意見を聴く機会を充実させ、情報共有を図りながら、市政への市民参画を推進します。

目標指標は飛ばしまして、現状と課題の下から2番目のところを読み

ます。行政から一方的に説明するだけでなく、市民から直接の声を聴きながら、行政に対する理解と関心を深めることができるよう市政説明会、出前講座等を適切な時期に開催する必要があります。

右ページに移りまして、基本事業（１）市民参画の機会づくり、市民と行政がともにまちづくりを進めていけるよう、政策の企画段階から市民が参加できる機会づくりを進めるとともに公聴機能の充実に努めます。評価指標、市政に（ぜひ・機会があれば）参加したいと思う人の割合を挙げております。これはアンケート調査の３０ページにあります表から取り出しております。その中で「ぜひ参加したい」と「機会があれば参加したい」という人数が４１．７％、これを３３年度には１割増の４５％にしたいと考えております。主要事業、広聴機能事業になります。広聴事業の１番は要望・苦情処理業務、２番目に市民相談業務、それから法律相談業務、そしてまちづくり懇談会を実施するようにしておりまして、本市の総合的な市民相談窓口として市民からの相談・要望・苦情の適切な対応処理に努めております。

続きまして（２）市政情報の発信、市民への説明責任を果たすため、広報紙及びホームページを中心として、地方紙やラジオ放送等の情報媒体も活用しながら情報発信の充実に努めます。また、情報発信に当たっては、市民のニーズを把握しながら、適切な情報を、タイムリーに分かりやすく伝えることに努めます。評価指標、出前講座開催回数で平成２８年３１回、平成３３年は４５回を指標にしております。主要事業、三つございまして、市政情報発信事業になります。市政説明会運営事務、市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について市民に情報を提供し、共有するため事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会を開催します。また出前講座運営事務としましては、市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民からの申出により職員を講師として出前講座を実施しております。出前講座時にはアンケートを取ることで改善などを行っております。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の皆様からの御質疑また御意見を伺いたいと思います。まず初めに基本方針についてですがこれについてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）目標指標飛ばしまして現状と課題の上から３番目、下から２番目「行政から一方的に」うんぬんというところでは。

山田伸幸副分科会長 市政説明会をされるということですが、これは昨年水道と理科大の関係でやられた。あれ以来、途絶えているというふうに考えてよろしいでしょうか。

吉村生活安全課長 あれ以外は開催しておりません。

大井淳一郎委員 ふるさとづくり協議会と市長が年に1回やるやつとかありますよね。（発言する者あり）あれは担当が違う、市民生活課が担当ということで生活安全課は関与していないということですか。それとか自治連とかありますよね。

吉村生活安全課長 そちらはうちで所管はしておりません。

大井淳一郎委員 出前講座等適切な時期に開催ということですからあくまでも市民からの投げ掛けがあってということなのですが、実際の出前講座のメニューですね。ニーズのないものはアップデートしていく必要があるかなと思うんですが、その辺の現状はいかがですか。ずっと固定なんですかね。

吉村生活安全課長 出前講座人気のある講座とそうでない講座がございます。ただ開催があるたびにアンケートを取りまして、それについては改善をしております。平成29年度は44講座の出前講座の項目がございます。ただ市民の方が選ばれるということであれば、多くの出前講座の項目があったほうがよいのではないかなと思っております。

矢田松夫委員 市政説明会というふうになっていますけど、これまで前市長は対話の日ということで自治会単位に回っておったということはもうしないということではないのか。

吉村生活安全課長 まちづくり市民会議につきましては新市長になりまして協議しまして、前市長がやられておりました対話の日を改めましてまちづくり懇談会という形で開催するようしております。これは市民の方から要請がありましたら、現場に行きまして説明するという懇談会になっております。議会の市民懇談会と紛らわしいのでこちらはまちづくり懇

談会という名前を付けて実施することにしております。

大井淳一郎委員 まだ実績がないのではないかなと思うので、周知ですね、その辺もこれからされたほうがいいと思うんですが、現状はどうですか。

吉村生活安全課長 現在こちらの実績はございません。まちづくり懇談会を実施するに当たっては1度広報等に載せておまして、そのときに懇談会の申込みがあるかなと思っておったんですけど、ちょっとそのときはございませんでした。今後こちらも周知に努めていきたいと思っております。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは基本事業（1）市民参画の機会づくり。

大井淳一郎委員 こんな細かいことはあんまり言いたくないんですが、さっきから細かいことばかり言っているのでついでに言いますと、公聴機能の充実の「公」って広聴機能事業って主要事業に書いてあるこちらの「広」じゃないんですかね、「公」ではなくて。誤植ですか。

吉村生活安全課長 「こうちょう」につきましては今書いてあります公聴と主要事業にある広聴という言葉自体はございます。業務をするということで、主要事業にはこの「広聴」という字を使って表現しております。文字的にはどちらもございます。

大井淳一郎委員 分かりますけどね、どうなんだろうな。字は統一化させたほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。特に支障がなければ。総合計画見たときに誤植と思えますよ、いかがですか。

吉村生活安全課長 今回はこちらの広聴機能事業という形で実施計画等に使っている「広聴」を使って主要事業は書いておりますけども、今後見直しをする段階になりましたら見直しを考えてみたいと思っております。

松尾数則委員 評価指標の前期の目標値が45%ということで、少ないような気がするんですが、広聴関係ちょっと足りないんじゃないかなという気がするんですが、お考えを是非お聞かせください。

吉村生活安全課長 御指摘のとおり多いにこしたことはございませんけども、一応1割増の45%という形で進めていきたいと考えております。

吉永美子分科会長 なければ(2) 市政情報の発信の出前講座の分と市政情報発信事業、このことについて。この出前講座の状況ですけど、今人気があるとかおっしゃっていましたが、平成28年度は31回ということで、今市民としてはどういうものを求めておられるという流れですか。

吉村生活安全課長 平成28年度で申しますと防災関係が7回、次に消費の関係が6回、高齢福祉の関係が6回、健康関係の講座も6回というふうになっております。これは毎年大体順位は変わらないんですけど、1年前に聞いた講演は来年は違う講座となるので、若干順位が上下しますが、ほぼ今申しました講座が人気のものになります。

吉永美子分科会長 平成33年度にはプラス14回ということで、これはどういう目標値で立てておられるんでしょう。45回を。

吉村生活安全課長 1.5倍という考え方で考えております。出前講座の回数については今31回でやっていますが、これを増やしていきたいと、こちらは広く市民の方に出向いて出前講座を実施していきたいというふうに考えておりますので、1.5倍の45回を33年度の目標としております。

吉永美子分科会長 これは子どもたち相手というのもありますか。そこは大事だと思うんですよね。

吉村生活安全課長 出前講座が10人以上という規定がありますので、子ども会で10人以上とかの団体であれば申請があれば出向いて、講座を実施することも可能かなと思います。今のところはほとんど大人の方が多いです。

吉永美子分科会長 子どもたちへの出前講座というのは行っていないんですか。

亀崎生活安全課課長補佐 学校教育課がされておられる出前講座がまた別にございまして、その中でもいろいろ似通ったような業務を掲載しているん

だろうと思うんですけども、その中でも先ほども言いましたように消費の出前講座も掲載させていただいております。小中学校はそちらの学校教育課を通して出前講座をするようになっております。

吉永美子分科会長 そういった部分はこの中には挙がってこないんですね。出前講座の回数としては。

宮本企画課企画係主任 今回の亀崎課長補佐が言われた学校教育課がやっている子ども市民教育講座については112ページ、基本施策32学校教育の推進のところの(3)指導内容・方法の工夫というところの主要事業に挙げて事業は取り組んでおります。学校教育で取り組んでおります。

吉永美子分科会長 子どもたちの防災とかそういうのは出前講座を開催する担当課としてはノータッチでおられるということですね。やはり連携は必要ですよ。

杉本保喜委員 市民ニーズを把握しながら適切な情報をタイムリーにというふうに書いているんですけど、この出前講座を見ると防災が7回、消費が6回、高齢が6回、健康面で6回ということで、それぞれ分野ごとでプロがいるわけですよ。そういう中でこれを担当していく中で、そことタイアップしながらやっているんですかね。それとも自分のところだけでこれに対応して出前講座を実施しているよということなんですかね。

吉村生活安全課長 出前講座に行くのは各担当課が行くんですけども、その中でアンケート調査というのをやっております。アンケート調査の中ではそのときにどうでしたというのを、よく分かりましたか、分かりませんでしたかとか、ほかにどのような出前講座が知りたいですかとか、そういう情報を集約しますので、最終的にはうちで数字自体は把握します。現場に行くのは各担当課が出前講座の講座を作って考えられて、行かれていますので、講座内容についてはその都度そこで聞かれた内容とかで講座名をちょっとずつ変えたりして、現在の講座に併せて担当課で実施されております。

杉本保喜委員 そうすると今言われるのは正に市民のニーズを把握しているということになるんですけど、ちょっとその情報は例えば防災でいくと、



危機管理室から出てもらうとした場合に、その方とのキャッチボールは当然あって、次の市民はこういう要望をしていますよというのも言って、つまりコーディネーター役をやっているという感覚でいいんですかね。防災に限らずほかのところもですね。健康面であれば健康の担当のところを担当してやるでしょうけれど。そういうような捉え方でいいんですかね。

吉村生活安全課長 どちらかというとりまとめを生活安全課でしているということになります。

亀崎生活安全課課長補佐 まずは生活安全課で申請をしていただいて、例えば来られたときにどんなメニューがあって、どういうものがいいですかと相談されるときもありますので、高齢者の方が多い団体さんであればこういったのが人気ですよというようなことを伝えたりなどして、決められる団体さんもいらっしゃいます。申請と連絡調整は担当部署でもするんですけども、生活安全課でもきちんと連絡は取っておりますかということを確認などもさせていただいております。あと結果についてアンケート結果もこちらに全部集約しております。

大井淳一郎委員 先ほどの学校教育への出前講座なんですけれども、子ども市民教育推進事業は事業としてやられるのはいいんですけど、結局は出前講座を使ってなんでしょ、こちらにある。何が言いたいかという、子ども市民教育推進事業に出前講座があって、生活安全課にも出前講座があって、子ども市民教育推進事業にある出前メニューをそっちはそっちでやって、こっちはこっちでやるってそれよりかは一本化したほうがいいんじゃないですかね。あくまでも広聴機能として子どもたちからも意見が出るでしょ。そういった意見も集約するためにも出前講座はあくまでもこちら一本で行かれたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。子ども市民教育推進事業を学校教育課がやられるのはいいですよ、それはそれで。それを実際に出前講座としてやるのは生活安全課がやられたほうがいいんじゃないですかね。こっちはこっち、そっちはそっちというイメージがあるんだけど、いかがですか。

杉山企画課主査 学校教育課が取りまとめているほうの出前講座というと、どっちがどっちか分からなくなってしまうんですけども、そちらは子ども

たちに広く市の行政が行っているサービスであったり事業について知ってほしいという教育面でのニーズというか、それから始めた講座でありまして、大人向けの講座とももちろん内容であったり、時間であったり、お話をしていくレベルをちょっと変えて分かりやすくしていったりする必要がありますので、学校教育課でこれはこれで毎年各課にどんな講座ができるのか、また何時間ぐらいかかるのか、資料の準備はどうするのかとか、対象は小学校の何年生ぐらいから可能なのかとか、そういったことを細かく調査するものがありまして、提供を学校教育課が経由して各課が行っているということになりますので、こちらの広聴とまた少し意図であったり、内容であったりというのが違ってくると思います。

吉永美子分科会長 ほかにございますか、(2)。(「なし」と呼ぶ者あり) 特になければ以上で審査を終わりたいと思います。ここで暫時休憩いたします。

---

午後 4 時 13 分 休憩

---

---

午後 4 時 46 分 再開

---

吉永美子分科会長 お疲れ様でございます。休憩を閉じまして民生福祉分科会を再開いたします。この際、執行部から説明があります。

城戸市民生活部長 先ほどの審議の中で基本施策の40、市政への市民参画の推進の項で基本事業1の市民参画の機会づくりの中で「こうちょう」機能という用語につきまして上の説明文においては「公聴」、主要事業の中では「広聴」という二つの漢字が使われているということで御質問をいただきました。どちらの用語も決して誤りというわけではないんですけども、先ほど御指摘いただいたようにこれを見られたときに、誤解を招くあるいは紛らわしいのではないかとということ踏まえまして、上の市民参画の機会づくりの文章中の「公聴」の漢字を「広聴」というふうに変更させていただければというふうに考えておりますので、御配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

吉永美子分科会長 ということです。皆さんよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) お疲れ様です。それでは一旦休憩に入ります。

---

午後 4 時 4 8 分 休憩

---

---

午後 5 時 1 0 分 再開

---

吉永美子分科会長 休憩を閉じまして民生福祉分科会を再開いたします。17時15分過ぎますけれども、17時も過ぎましたが延長させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは一応、一義的にはこの基本計画について私どもの所管の内容については審査をさせていただきましたので、皆様から本当にいろいろな御意見等があるのではないかと思いますので、自由討議という形で皆様から御意見またその意見に対して私はこう思うという、正に討議をしたいと思いますので、少しお時間いただけたらと思います。それではまずどなたからでも結構ですが。この間、審査をされての思い当たられたこととかありましたら。

矢田松夫委員 一つは26ページの地域医療体制の充実の中で、医師数の確保でずっと30名の医師を確保すると言ってきたにもかかわらずいまだに30名になっていないということに対しては、近い将来30名にするということをおっしゃるので、はっきり評価指標の中で医師数の確保ということ載せて、現状28名だが30名という目標値を出すべきだというふうに私は思います。

吉永美子分科会長 評価指標に病床稼働率だけではなくて、医師数の確保も入れるべきではないかと、併せてですね。それを御意見として出ておりますが、これに対して何か御意見を思われる方があれば。

山田伸幸副分科会長 地域医療体制の充実ということであれば、これ以外に今の点については賛成です。市民病院は建て替わって以降、数年間は赤字はやむなしという計画だったと思うんですけど、特に最近赤字ということからどうやって脱却していくかということで、いろいろな努力をされてきましたが、やはりきちんと総合計画の中で、黒字化を明確に打ち出すべきではないかなというふうに思いますので、それをどこかに書き込むようお願いしたいと思います。

吉永美子分科会長 黒字化という文言を入れるべきではないかという御意見で

すが、これに対して。特に御意見はないですか、今の山田委員の意見に対しましては。特になければほかにございますか。

松尾数則委員 この基本計画、誰が見ても分かるような文章で書いてもらいたいなと思っております。用語集等は読まなくても一般市民が見るときに、この基本計画見ただけで山陽小野田市の3年後が分かるといった内容にしてもらいたいと思います。

吉永美子分科会長 それに対して皆さん御意見ありますか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成という御意見が出ております。今日は一応自由討議という形でそれぞれの意見出していただいて、今日は委員会を終えていきたいと思っておりますので、これまで審査されたことで最後のまとめをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

矢田松夫委員 18ページの黒丸の二つ目ですが、民生委員と児童委員の人材確保に努めていくというところなんですけれど、人材確保ができない理由は民生委員、児童委員の処遇改善というのを図るべきだということで、処遇改善を含めた人材確保に努めていくという、人材確保をするには処遇改善をすべきだという文言を入れるべきだというふうに私は思います。

吉永美子分科会長 処遇改善の文言を入れるべきであると。現状と課題の中ですね。先日事務局長から報告がありましたように、今中国市議会議長会の中で民生委員の処遇改善ということが出ているということがありましたので、改めて入っていたほうが良いということですね。今の御意見に対しては何か皆さん意見があれば。そういったことをきちんと盛り込むべきではないかと、人材確保だけでなく。御意見はないですか。ないですね。ほかはないですか。

大井淳一郎委員 今日のところなんですけれども、基本施策10の空家等対策の推進の評価指標ですね。これが助言率100%となっているのと、基本施策11の消費生活相談の助言率、これも同じく助言率ということで、助言さえすればいいのかというようなところ、もちろん原課は一生懸命に真摯になって助言されているとは思いますが、100%ありきみたいな指標ではいけないと思います。それぞれの指標を見直すべきだと思います。例えば空家等の相談の助言率であれば、実際に解決に至っ

た件数か解決率、消費生活相談の助言率であれば、相談件数あるいは解決に至った、数値が出ればそういったものに変えるべきだと考えます。それともう1点、空家等対策の推進でいろいろ執行部の答弁もあったんですけれども、どうも空家等対策の適正管理はともかくとして利活用の推進が防犯・交通安全につながると思えないというところで、むしろ定住促進とか中山間とか商業振興とか、そういった地域コミュニティの形成とかそういったことにつながるものですので、この利活用の推進イコールそれを進めることが防犯・交通安全の対策につながるというのがどうも違和感を感じますので、この辺りの文言の精査が必要ではないかと今は感じております。

吉永美子分科会長 今のことに對して御意見あれば。私としては言われることはすごいもつともで、思うんですけど、やっぱり今の市の状況ということを見ると、空家等対策協議会作って、これから対策計画を作って、それからどうしていくのかという、これから計画していくところで、やはり定住促進とかに入れにくいだろうなということにはちょっと理解をできる部分ではあるんですよ、私としては。言われることはもつともだと思っています。だからこれから20年これで行きますだったら、とんでもないよということになりますけど、前期計画4年間ということを考えていくと、そこの辺の配慮もしていかないといけないのかなと私は思っているところです。

大井淳一郎委員 苦慮のところでのこの位置付けなのかなとは思いますが、空家等対策を進める上で利活用の推進が必要ではないとは思わないんですよね。もちろん適正管理と利活用の推進は当然にこれまでもこれからもやっていかなきゃいけないという点では一致しております。

吉永美子分科会長 今の助言率というところを解決した率というか、そういうことにすべきではないかという大井委員の意見がありますが、その辺については何か御意見があれば。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ほかに皆さんから御意見ないでしょうか。

山田伸幸副分科会長 この間、随分議論も続けてまいりまして、大体大まかに私なりにまとめたのが、最初に子育て支援の充実のところなんです。これは働く子育て家庭の支援というところの基本事業で評価指標が年度末の待

機児童をゼロとするというふうに目標設定がされておりますが、基本的にはいつ申し込んでも何とか対応できていく体制を構築していくべきであるというふうに基本的に考えておりました。この年度末の待機児童のゼロとするという目標でいいのか、あるいは年度当初がいいのか、その辺を改めてもう少し調査なり適当な評価指標に変えるべきではないかなということ、二つ目が子育て不安と負担の軽減のところでは主要事業の就園・就学助成事業は教育委員会の所管となっておりますが、この間、民生福祉委員会ではこども福祉関連の窓口の一本化を主張しておりました。もっともっと幅広いいろいろな方が加わって、この子ども・子育ての問題を解決する上では、縦割り行政ではなくて、横の連携が必要だというふうに考えます。子育て支援の3番目として母子保健サービスの充実というところがあります。ここでは妊婦健診受診率は現状も目標も100%ということですが、ほかの指標に変えるべきだというふうに考えます。次に高齢者福祉の充実というところで、最初に高齢になっても住みよい地域づくりということですが、在宅介護を支える体制の充実というふうに現状と課題の中で言うておりますが、そうであるならば、地域でのボランティアの取組組織の育成を是非指標に加えるべきだというふうに考えます。二つ目に総合事業が取り組まれているんですが、この取組が不十分ということが明らかになってまいりました。具体的に実施事業者を目標に据えるべきだというふうに考えます。事業者数ですね。3番目に介護保険の円滑な運営が(6)として掲げられておりますが、この中での指標は介護保険料の収納率というふうになっております。しかしこの収納率は特別徴収が原則でありまして、ほぼ限界です。被保険者の安心と信頼の確保を目指している介護の現場で一番課題となっているのは、提供する側の負担軽減と報酬の確保、更に介護現場の疲労は局地に達しており、地方自治体として取り組むべきことがあるのではないかなというふうに考えておりますので、もしそういった指標が取れるならばそれを入れておいていただきたい。次に障がい者福祉の充実のところでは、この中で障がい者が安心して暮らせる地域づくりという中で、思いやり駐車場の設置数というふうになっておりますが、これバリアフリー化の推進と言いながら、公共施設そのもののバリアフリー化が遅れています。また外出支援の部分では障がい者が自ら外出するのに市道のバリアフリー化が遅れております。例えば歩道内に電柱が立っていたり、あるいは歩道が徐々に狭くなっていて車椅子が通れないようなそういう歩道がいまだにあちこちで残されている。できるならば全ての市

民が安心して外出できる条例などの整備が必要ではないかなと思っておりますが、是非こういった公共施設の中に市道も含めたバリアフリー化を進めていただきたいということ。次に社会保障の安定の項が基本施策5番目にあります。ここで国民健康保険の充実というのが基本事業の(2)としてありますが、この中で挙げられている評価指標は保険料の現年度分の収納率が既に現状値が必要とされる収納率を超えています。更に前期の目標値もこの目標がそのまま維持されるということになっておりますが、できるならば保健師による訪問指導事業などを指標とするべきだと考えております。地域医療体制については先ほど言いました。そして今日議論をしました環境施策の中で、竜王山にかなり多数の猫が住みついておりまして、これに対する対応が非常に立ち遅れている。その一方で環境保全を環境の中でうたっているわけですが、あれだけ多数の猫がいるということで、ふん尿の問題で自然環境に対する影響が出たりしないか、あるいは猫の避妊手術等を主張しても、避妊手術そのものが猫の虐待に当たるという考え方が執行部から示されましたが、この点については考え方が硬直化しているのではないかなということを感じています。是非こういった問題についてもどこかで総合計画の中で盛り込んでいただきたいという思いを持ちました。私の意見は以上です。

吉永美子分科会長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにはないようですけども、私が感じたのは、今日話があった衛生・美化の向上と56ページありまして、そこから関連して広がっていったわけですけども、ここで評価指標に狂犬病予防注射接種率って何でここに来るのかなというのがちょっと思って、ほかのこともいえると思うんですね。とても取り組みやすいものに、出しやすいとか、何か言葉が出ましたよね。やっぱり出しやすいものを評価指標と挙げてくる。だからこの衛生・美化の向上でこれなのかというところがあって、その出し方自体にやはりちょっと疑義を感じたということは事実ですね。皆さん意見としてはきちんと出していきたいというふうに思います。この点よろしいですかね。評価指標の出し方についてはそれなりに皆さん疑義を感じたんじゃないでしょうか。先ほど全員の委員の方が賛成をされた助言率という、先ほどの施策の10と11は解決というところに、助言率ではなくて、私も助言だったら「こうしたらいいですよ」と言ったら誰でも入れられるんじゃないかってやはり思いますよね。だからそのところではどう解決できたというところ、100%を私たち議会だって求めない

じゃないですか。どこまで頑張ってくれたんですかっていうところがやはり欲しいですね。ですので、そういったところもあるなというふうに思っています。ですからこれを皆さんの意見として民生福祉分科会の全員の意見が一致すればそれを分科会の意見として出していきたくと思っていますので、今既に全員が賛成と言われたのは先ほどの助言率じゃなくて解決率というところだと思います。あとのところはいかがですか。賛成と言われた方があったりはしたんですけど、全員でここは言うべきだと、分科会としての意見として出すべきだと、先ほどの「公聴」という部分の修正は出させていただきますけども、ほかにありますか。

大井淳一郎委員 各委員でそれぞれ考え方もあるので、今の段階でどうこうというのはあれですけど、とにかく一つの意見としてこういう意見が出たということで、今後調整をされて、何でも変えればいいというわけではないので、向こうの言い分もあるでしょうから。その辺は調整して行って、必要な限りで変えていけばいいと思います。文言や評価指標には表れないけど、運用面ではやらなきゃいけないというところはそういう部分もありますのでね。全てが全て修正に関わるもんでもないと思うんで、その辺の細かな調整というのは今後していけばいいと思います。

吉永美子分科会長 今回基本計画作って行って、実施計画作ってそれを1年ごとに見直しをしていくわけですから、それは変わっていくと思いますので、今回はこの基本計画の中でどうしても分科会としては言っていきたいと、そこは出していきたくと思っていますので。

山田伸幸副分科会長 先ほど言い忘れていたことがありました。今日やりました環境保全対策の推進で、56ページですね。温室効果ガス排出量が対象施設から市が委託した施設は除くというふうになっているんですけど、それはおかしいのではないかなというふうに思いますので、その御検討をお願いします。

吉永美子分科会長 今言われた評価指標の中の温室効果ガス排出量、今日私聞かせていただいた中で指定管理の施設は外していきますと言われて、それが進めば該当する施設がどんどん少なくなっていくということになります。この第3次山陽小野田市率先実行計画の中にはっきり書いてあるわけですね、対象範囲と。ここについては皆さんの御意見どうですか。



公営競技事務所及び一部の指定管理施設は対象範囲に含まれませんというところになるわけです。そうすると指定管理しているところは外していきますと、先ほども言われましたね。これについて御意見があれば。賛同される方もあるとは思いますが。こういった率先実行計画もまた目を通しておいていただいて、外していることがどう影響するのかとかそういったところを見ておいていただけたらと思います。ほかにはございませんでしょうか。山田副委員長が出されたことに対する御意見とかないのですか。よろしいですか。私がちょっと思ったのは、先ほどの妊婦健診の受診率で1回目のみが100%ということですね。これが一番検査項目が多いんですって、それが100%にしたいと言っているんですよ。今も100%ですけど、14回中1回目の検査項目が一番多い1回目を100%のまま維持したいということを言っているわけです。この辺も執行部には聞いていくべきでしょうね。要は14回をきちんと受けていただきたい、そして前に問題になったのが飛び込み出産、要は健診を受けていなくてお医者さんに行く、お医者さん今までのが分からないから受けるのが怖いわけです。そう考えると妊婦健診の受診は基本的に無料なんだから14回はちゃんと受けてくださいということを市は頑張るべきでしょうね。（発言する者あり）14回、基本無料です。この辺もやっぱり14回を全部受けてほしいということを目指すべきではないかなと私はちょっと思ったんですよ、このとき実は。いろいろ意見あると思います。ですので、また今日皆さんから意見が出たものそういったことをまた御自分で調査して、また復習してってください。今日はここでまとめさせていただきますので、皆さんから貴重な御意見いただきましたので、それをもってこの分科会としての最後のまとめを後日したいと思います。（発言する者あり）最後となりますが、先日保留とさせていただいておりました基本施策2高齢者福祉の充実というところで、基本方針の言葉につきまして大変疑義を感じた意見が出ておりましたが、一応委員会の中でそういった意見が出ておりましたが、地域包括ケアシステムはどういうものかということのを改めて皆さんもお勉強していただく中で、これについて今回はこのままでいこうということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）全会一致でそういうふうにさせていただきます。よろしいでしょうか。以上をもちまして総合計画審査特別委員会民生福祉分科会を閉会いたします。お疲れ様でした。

---

午後 5 時 3 6 分 散会

---

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

総合計画審査特別委員会民生福祉分科会長 吉 永 美 子